

令和 7 年度一般会計予算特別委員会会議録

令和 7 年 3 月 1 2 日（水）

（開 会） 1 0 : 0 0

（閉 会） 1 6 : 5 9

【 案 件 】

1. 議案第 3 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから、令和 7 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしまして、審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求は、その都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は 5 つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款・各条にまたがる質疑及び答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2 月 2 0 日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員 1 人当たりの質疑時間は 5 0 分とし、残時間の通知については、モニターに、随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が 5 分、1 分を切ったときには、ベルでお知らせいたします。

次に、審査は午後 5 時をめどとし、おおむね 1 時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は、業務に支障を来すことがないように、各職場で業務に当たっていただくようお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質疑された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。

最後に、委員の皆さんに要望いたします。既存事業の概要等については、既にご承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひ割愛していただくようお願いいたします。

また、会議出席者を最小限とするため、審査ごとに区切り、答弁予定の職員のみ入室するよう事前をお願いしております。したがって、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせいただくなど、委員会のスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第 3 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○財政課長

資料につきましては各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えをさせていただきます。
今回要求のありました資料につきましては、全て提出のほうをさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第3号 令和7年度 飯塚市一般会計予算」の概要についてご説明いたします。

「令和7年度当初予算資料」3ページの「当初予算集計表」をお願いします。

一般会計で852億6400万円を予算計上いたしております。令和6年度と比較しますと、43億3300万円の増、率にして5.4%の増となっております。その予算規模を増加させた主な要因としましては、義務的経費が前年度比で7.1%増加しており、内訳として人件費は給与改定に伴い職員給与費が10.1%の増、扶助費では児童手当の拡充、私立保育所等保育措置費や障がい福祉サービスの支給などの社会保障関連経費が8.1%増となっています。

また、物価高騰などの影響により一般行政経費が前年度比で2.9%増加し、投資的経費においても、相田公営住宅建替事業、菰田・堀池地区活性化事業、浸水対策事業などの普通建設事業が6.3%増となり、予算規模を押し上げた要因となっております。

4ページの「当初予算概要書」をお願いします。

予算概要書は、予算の主なものにつきまして、費目ごとに事業の概要、予算額とその前年度比較、予算書のページ番号を記載いたしております。

このうち、新規事業、および令和6年度当初予算と比較して増減額が大きい項目の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、歳入の約18%を占める市税は、市民税で前年度と比較して1億7950万8千円の増、固定資産税で1億5322万円の増などを見込み、市税総額では3億3880万2千円増の153億7623万5千円を計上いたしております。

5ページをお願いします。歳入の約20%を占める地方交付税のうち普通交付税は、公債費の元利償還金の減少、地方財政計画による地方交付税総額の伸び率及び改正等を勘案しまして、前年度と比較して2億円減の146億円を計上いたしております。本年度につきましては、市債の臨時財政対策債の発行がゼロになったことで、実質的な普通交付税の総額は3億600万円減の146億円を計上いたしております。

6ページをお願いします。寄附金のふるさと応援寄附金は、前年度同額を見込み50億円を計上いたしております。

繰入金の財政調整基金繰入金は、当初予算における財源調整で、前年度と比較して1億8900万4千円増の28億6253万4千円とし、減債基金繰入金は、元利償還金に占める一般財源負担分を勘案して、前年度と比較して2億6749万3千円増の18億6006万円といたしております。

7ページから9ページにかけて記載いたしております市債につきましては、前年度と比較して7億1200万円増の49億2460万円を計上いたしております。

9ページをお願いします。次に、歳出でございますが、一般会計及び特別会計の職員人件費の総額は、退職者及び新規採用者等の影響などを勘案しまして79億3726万6千円を計上し、会計年度任用職員人件費総額は24億5217万3千円を計上いたしております。

10ページをお願いします。歳出の約17%を占める「2款 総務費」は、前年度と比較して1億7638万5千円減の142億5423万6千円を計上いたしております。

新規と表示の不当要求行為等審議会費では、市民等からの不当要求行為等の該当事案が発生した際に必要に応じて調査・審議等を行うため10万6千円を計上いたしております。

11ページをお願いします。筑穂庁舎改修事業費では、筑穂庁舎の大規模改修のため、1億2100万円を計上いたしております。

12ページをお願いします。新規と表示の記念式典事業費では、令和8年3月に飯塚市合併20周年を迎えるため、記念式典を開催する経費として500万円を計上いたしております。

次に、ふるさと応援寄附事業費では、返礼品代などの経費24億7994万円を計上し、ふるさと応援基金管理費では、寄附額と同額を基金に積み立てるため、基金積立金50億円を計上いたしております。

13ページをお願いします。総合計画策定事業費では、本市の最上位計画である次期の第3次飯塚市総合計画を策定するため1731万7千円を計上いたしております。

14ページをお願いします。定住化促進事業費では、シティプロモーション推進事業費で、本市のPRを行い、移住定住を促進するため704万5千円を計上し、移住支援助成事業費では、県外からのUIJターンで、就業等の要件を満たして本市へ移住した場合の助成金として3560万6千円を計上いたしております。

新規と表示の地理情報システム整備事業費では、本市が有する地図情報を統合型GISに一元化し、インターネット上に公開する公開型GISを導入するため8086万7千円を計上しております。

15ページをお願いします。新規と表示の人権啓発センター統合事業費では、3つの人権啓発センターを統合するため、事前に建設候補地の地盤調査として1903万3千円を計上いたしております。

歳出の約44%を占める「3款 民生費」は、前年度と比較して26億4184万4千円増の373億5381万7千円を計上いたしております。

18ページをお願いします。重層的支援体制整備事業費では、これまでの分野別の支援体制では対応が困難な、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、3045万2千円を計上いたしております。

20ページをお願いします。障がい児通所支援事業費では、前年度と比較して3億7749万5千円増の23億7020万9千円を計上いたしております。

障がい者自立支援給付費では、前年度と比較して2億4633万円増の51億26万8千円を計上いたしております。

21ページをお願いします。保育士確保対策事業費では、保育士就職支援事業費、修学資金貸付事業費、生活資金貸付事業費ほか、総額で9889万4千円を計上いたしております。

22ページをお願いします。子ども医療費では、前年度と比較して1488万7千円増の4億6290万2千円を計上いたしております。

23ページをお願いします。保育所等整備補助事業費では、幼稚園および認定こども園等の施設整備に要する費用を補助するため4億7032万8千円を計上いたしております。

新規と表示の乳児等通園支援事業費では、保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を月に一定時間まで受け入れる施設に対して補助するため4800万円を計上いたしております。

児童手当給付費では、令和6年10月からの制度改正により、前年度と比較して9億6366万8千円増の29億3883万3千円を計上いたしております。

次に、歳出の約7%を占める「4款 衛生費」は、前年度と比較して3億1818万8千円増の61億8147万9千円を計上いたしております。

拡充と表示の高齢者予防接種費では、新型コロナウイルス感染症につきましては継続実施となっており、帯状疱疹ワクチン接種については新規となっております。前年度と比較いたしまして2億7354万7千円増の3億7516万8千円を計上いたしております。

27ページをお願いします。拡充と表示の妊婦健康診査事業費では、定期的な健康診査の費用として9453万1千円を計上しております。

新規と表示の新生児聴覚検査事業費では、聴覚障がいの早期発見・早期療育推進に繋げることを目的として、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施するため420万6千円を計上しております。

28ページをお願いします。出産・子育て応援事業費では、妊娠時、出産時の伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するため、1億4192万3千円を計上いたしております。

29ページをお願いします。斎場管理運営事業費の衛生施設組合費、30ページをお願いします。その他の清掃総務費の衛生施設組合費は、ふくおか県央環境広域施設組合に対する負担金などの経費として、総額で25億1623万6千円を計上いたしております。

歳出の約4%を占める「6款 農林水産業費」は、前年度と比較して12億8169万6千円増の31億9037万6千円を計上いたしております。

31ページから32ページにかけて、新規就農者等支援や農地の多面的機能の保全など農業振興のための各種補助制度にかかる経費や、畜産業振興のための補助制度にかかる経費を計上いたしております。

32ページをお願いします。各所新設改良事業費では、白門井堰改良事業費4億6788万8千円計上しております。

33ページをお願いします。上堰改良事業費では3億3114万2千円を計上いたしております。

浸水対策事業費の鯉田地区遊水池新設事業費では、遊水池を整備するため10億5万7千円を計上いたしております。

歳出の約2%を占める「7款 商工費」は、前年度と比較して5億3579万円減の14億7652万1千円を計上いたしております。

34ページをお願いします。地元ブランド化推進事業費では、いづかブランド認定にかかる経費と認定製品等のPR経費として1254万1千円を計上し、周遊商業エリア連携事業費では、中心商店街、イオン穂波店、カホテラス、ゆめタウンの4商業施設の連携を図り、回遊性を高める周遊バスの運行経費など、1207万4千円を計上いたしております。

35ページをお願いします。企業立地促進補助事業費では、指定産業の集積及び活性化並びに市民の雇用機会の拡大を図るため3億9019万4千円を計上いたしております。

35ページから36ページにかけて、産学官連携推進事業や新産業創出支援事業にかかる経費を計上いたしております。

37ページをお願いします。新規と表示の観光集客推進事業費では、市内で実施する新規の観光イベントに対する補助の経費として200万円を計上いたしております。

歳出の約8%を占める「8款 土木費」は、前年度と比較して14億5554万2千円増の67億6020万2千円といたしております。

38ページをお願いします。定住化促進事業費では、住宅取得移住奨励事業費、住宅改修補助事業費、戸建て中古住宅取得補助事業費で、総額で1億4409万6千円を計上いたしております。

39ページをお願いします。浦ノ谷・サコ線立岩踏切改良事業費では1億9374万1千円を計上し、立岩・上三緒線道路改良事業費では1億535万6千円を計上いたしております。

40ページをお願いします。西秋松排水機場維持管理費では、施設設備の更新のため2億8261万3千円を計上いたしております。

41ページをお願いします。菰田・堀池地区活性化事業費の飯塚駅周辺整備事業費では、JR飯塚駅の自由通路、駅舎や駅前広場等の整備のため7億8691万1千円を計上し、道路橋りょう新設改良費、公園費で計上している分も含めた菰田・堀池地区活性化事業費の総額では9億3340万2千円を計上いたしております。

42ページをお願いします。浸水対策事業費として上勢田東ポンプ場改修事業費などを計上し、目の農業土木費で計上している分も含めた浸水対策事業費の総額では14億585万3千円を計上いたしております。

相田公営住宅建替事業費では、11億851万6千円を計上いたしております。

歳出の約3%を占める「9款 消防費」は、前年度と比較して1億5756万8千円増の21億700万4千円といたしております。

飯塚地区消防組合費では、一部事務組合に対する負担金16億4522万5千円を計上いたしております。

次に、歳出の約8%を占める「10款 教育費」は、前年度と比較して7億902万3千円減の71億5103万3千円といたしております。

45ページをお願いします。学力向上推進事業費の（小学校・中学校）外国語教育推進事業では、オンライン英会話などの実施に関する経費として、小学校費で2723万1千円を計上し、中学校費で5258万3千円を計上いたしております。

48ページをお願いします。教育用情報機器更新事業費では、令和2年度に導入したGIGAスクール端末機器を更新するため2億3599万円を計上いたしております。

50ページをお願いします。全国大会等出場報奨事業費では、全国大会などに出場する個人または団体に対し報奨金を交付するため、文化部門で100万3千円を計上し、スポーツ部門で271万5千円を計上いたしております。

52ページをお願いします。嘉穂劇場保存整備事業費では、附属建物の解体に関する経費として、1億4522万1千円を計上いたしております。

53ページをお願いします。飯塚カップ開催事業費では、高校生バスケットボール大会の開催経費として100万円を計上いたしております。

次に、歳出の約8%を占める公債費は、前年度と比較して9725万8千円減の63億4773万円を計上いたしております。

55ページをお願いします。繰越明許費は、上堰改良事業以下7件につきまして、年度内に事業完了が見込めない事由により設定するものでございます。

また、債務負担行為は、総合計画策定支援委託料以下19件につきまして、債務が後年度にまたがりまますので、設定するものでございます。

最後に、73ページ以降に、前年度との比較資料、市債及び基金の状況表などを添付しております。資料の説明は、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、執行部の皆様にお伝えします。答弁につきましては、丁寧かつ簡潔によりしくお願いいたします。

まず、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告されております70ページ、一般管理費、人事管理運営事業費について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

職員資格取得助成事業費ということですが、まず、この当該事業の内容、それと助成対象とする資格についてお知らせください。

○人事課長

当該事業で助成対象とする資格は、建築士、建築施工管理技士、土木施工管理技士、以上の1級・2級の資格及び測量士を予定いたしております。これらの資格は、本年度の新規採用試験の土木職、建築職の資格保有者の試験区分で対象とした資格でございます。

助成対象とする経費は、受験対策講座に係る入学及び受講に要する経費、資格取得に係る試験に要する経費、資格の登録に要する経費を予定しております。

助成額につきましては、対象経費の2分の1とし、上限額は、資格取得に要する経費が高額となることが想定される1級建築士が50万円、それ以外の資格が30万円を予定いたしております。

なお、当該助成制度を受けた職員につきましては、資格を取得した日から5年以内に退職等により職員の身分を失った場合は、助成金を返還してもらうことを規定するように考えております。

当該事業につきましては、職員が公務の執行上有用と認められる資格を取得した場合に、取得に要した受講料等の費用の一部を助成することにより、専門性の向上に係る自己研さんへの取組を支援し、職員の資質向上及び公務の質の向上を図る、いわゆる人材育成を目的としております。併せて、近年採用試験を実施しても、その確保が困難となっている土木職、建築職といった技術職について、募集をする際に、当該制度をお知らせすることにより、受験者の増加につながることを期待いたしております。

○秀村委員

それでは、助成対象としている資格について、現在、職員として勤務している方の保有状況はどのようになっておられますか。

○人事課長

人事課で把握できている保有者数で答弁させていただきます。1級建築士につきましては3名、2級建築士につきましては4名、1級建築施工管理技士については2名、2級建築施工管理技士については1名、1級土木施工管理技士については7名、2級土木施工管理技士については5名、測量士については3名、以上の延べ25名が保有しております。なお、1人で複数の資格を保有している職員が3名いますので、実人数としては22名となります。

○秀村委員

技術職については、人事異動があっても、その業務内容に工事の設計、施工管理があることが多く、また、業者との打合せにおいても、当該資格を保有していることは有効性が高いと考えられます。

一方で、事務職においても、公務の執行上、取得しておいたほうがいいと思われる資格は、例えば介護士など様々ありますが、事務職の場合は人事異動により、多種多様の業務に携わることになり、取得した資格が生かされない場合もあるため助成対象とすることに難しさはあると思います。

しかしながら、今後、事務職の業務全般で活用できる資格があるならば、また、他の職種においても有効な資格があるならば、人材育成の一環として、当該制度の対象とすることを検討していただくことを要望します。何よりも受けやすい仕組みをつくってください。

○委員長

次に、71ページ、一般管理費、行財政改革推進事業費について、赤尾委員に質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の71ページ、公共施設等総合管理計画策定支援委託料についてお尋ねします。当初予算資料の10ページ、本支援委託料についてお尋ねしますが、これから策定されようとしている公共施設等総合管理計画は、平成28年1月に策定されました飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針及び公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の次期計画と考えま

すが、この策定支援委託はどのような業務を委託されるのでしょうか。

○財産活用課長

委員の言われますとおり、第2次公共施設等のあり方に関する基本方針及び公共施設等のあり方に関する第3次実施計画は、令和7年度で計画期間が終了しますので、令和8年度から10年間の計画期間とする飯塚市公共施設等総合管理計画及び実施計画を、令和6年度、7年度の2年間で新たに策定するため、策定支援に係る委託料を計上しております。

プロポーザル方式による業者選定を実施し、令和6年8月20日付けで、有限責任監査法人トーマツ福岡事務所と2942万8883円で契約を締結しておりまして、主な業務内容としては、1、10年間の検証と計画策定の背景。2、飯塚市の概要及び公共施設の現状把握・分析。3、市民意向調査の実施・分析。4、飯塚市公共施設等総合管理計画及び実施計画案の作成となっております。現在、公共施設約90施設の老朽度調査や、無作為抽出による市内12地区各500人、計6千人を対象とする市民アンケート調査を実施しておりまして、今後、これらの分析結果や関係各課に対するヒアリングに基づいて、計画の素案を作成することとなります。

素案作成後は、附属機関の審議会への諮問、市民意見募集の実施、議会、委員会への報告等を経まして、令和7年度末には策定・公表の予定としております。

○赤尾委員

計画の策定支援に係る委託料ということですが、多額の予算が計上されております。簡単に内訳をご説明ください。

○財産活用課長

委託料の内訳ですが、委託業者において策定支援に係る作業を行うこととなりますので、その大半が直接人件費となります。その他の費用としましては、老朽度調査に赴くための交通費、アンケート実施に係る印刷製本費や通信運搬費、最終的な計画書製本に係る印刷製本費となっております。

○赤尾委員

今回、計画策定に当たって、前回の計画から異なる点がありましたらご説明をお願いします。

○財産活用課長

地方公共団体において厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する必要があるとして、平成26年4月に総務省から地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう通知がなされております。

その際、計画に記載すべき事項について、公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針が示されましたが、この指針は、前回の私どもの計画策定以降に改訂が行われまして、公共施設等の管理に関する基本的な考え方としまして、新たにユニバーサルデザイン化の推進方針、脱炭素化の推進方針、地方公会計（固定資産台帳等）の活用、保有する財産（未利用資産）の活用や処分に関する基本方針、地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携などについて記載することが求められております。

○赤尾委員

本事業費の財源についてお尋ねします。

○財産活用課長

財源につきましては、全て一般財源となります。

○赤尾委員

ありがとうございました。質問を終わります。

○委員長

次に、74ページ、文書広報費、文書管理運営事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうからは、74ページ、総務管理費、文書広報費の文書管理運営事業について質問します。

まず、この市報等文書配布委託料についてお尋ねしますが、この市報等、「等」という表現になっておりますけども、この市報以外にどのような文書があるのか、まずお尋ねいたします。

○総務課長

広報いづか以外に配布している主な文書といたしましては、市が主催するイベントや講演会のチラシでありますとか、Jアラート実施のお知らせ文書等、市から市民の皆様へ向けた周知文書というふうになります。

○田中武春委員

それでは、配布の方法についてですが、分かる範囲でお知らせください。

○総務課長

配布につきましては、シルバー人材センターに委託をしております。広報いづか及び周知文書につきましては、飯塚地区は花瀬にごございますシルバー人材センターの作業所、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区につきましては各支所に文書を搬入いたしまして、その後、シルバー人材センターのほうで各自治会長に配送すると。そのあとに自治会のほうから各家庭に配布するという流れになっております。

○田中武春委員

委託料については837万9千円ということですが、積算の考え方についてお尋ねいたします。

○総務課長

広報いづかや周知文書の配送に係る仕分や配布作業に要する人数と作業にかかる時間数に、シルバー人材センターの1時間当たりの労務単価を乗じて算出した人件費が主な経費となっております。

人件費の予算の内容、内訳といたしましては、市報と周知文書の仕分につきましては、労務単価1時間当たり954円に対し、仕分や配布に要する時間が10時間、作業に要する人数を20人、事務費を1割と見込みまして、年間の作業回数が月2回で24回でございます。これを掛け合わせますと503万7120円となります。

また、県報のほうの仕分、配達もやっております、こちらのほうも同じ労務単価でございます。954円に対し、仕分や配布に要する時間を7時間、作業に要する人数を20人、事務費を1割、年間の作業回数は、これは隔月でございますので6回、これを掛け合わせますと88万1496円というような計算になっております。

○田中武春委員

現在、福岡県の最低賃金はたしか992円だったと思いますが、このシルバー人材センターの労務単価は954円ということですので、この最低賃金を下回っているように見えますが、その理由をお尋ねいたします。

○総務課長

最低賃金ということでございますけれども、シルバー人材センターにつきましては、会員の皆様は、請負・委任契約に基づいて仕事をされておりますので、雇用を前提とした労働関係の法律でございます最低賃金法については、これは適用されないということになっておりますので、こういう金額でやらせていただいていると思われまして。

○田中武春委員

最低賃金は原則として、事業所で働く常用、臨時、パート、アルバイトなど、雇用形態や呼称のいかんにかかわらず、全ての労働者とその利用者に適用されますということになっています。しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用の機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金の減額特例が認められることになっております。

今後も、市としてこの請負・委任契約にあっても、この法律の趣旨を理解していただいて、労働局長の許可を受けているのか、指導、助言等を、今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。

○委員長

次に、74ページ、文書広報費、広報管理運営事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書74ページ、ホームページ更新委託料2940万円についてお尋ねします。まず、このホームページ更新の概要を教えてください。

○情報管理課長

概要ということですが、金額面や考え方、財源について説明いたします。本事業は、市の公式ホームページの管理システムをリニューアルし、令和9年度までの運用・保守を委託する単年度の事業となり、予算額は2940万円となります。

本リニューアル業務につきましては、本市の自治体DXを進める事業の一つとして取り組む必要があると判断したことから、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用することといたしました。採択されれば、最大2分の1の交付金が受入れ可能となります。

また、本事業はシステム更新の一環でございますので、ほかのシステムの業務にもありますとおり、構築事業者による構築後の運用・保守を委託予定でありまして、安定的な運用や事務の効率化を図るため、5年間の保守契約を長期継続契約とする予定です。

○赤尾委員

採択されればですけど、2分の1、半分の国の補助が受けられると。

では、このホームページのリニューアルの目的を教えてください。

○情報管理課長

現行の市公式ホームページは、平成27年3月にCMSによる運用を開始したもので、今年で10年目を迎えております。現在のCMSに係る保守契約は5年の長期継続契約を締結したもので、その後、令和2年5月にリニューアルを行いました。レイアウト変更や「やさしい日本語」機能の実装など小規模なものでありまして、システムの根幹であるCMSを入れ替える、大幅なリニューアルを行ったものではございませんでした。

その間に自治体ホームページの在り方は、この10年で大きく変わりました。使用デバイスの主体もパソコンからスマートフォンにかわり、また、国の示す自治体DX推進計画の自治体フロントヤードの改革の推進に従い、窓口や電話ではなく、様々な行政手続や、問合せを利用者のデジタルデバイスを使ってホームページで完結させる取組を行う自治体が増えていきます。

当市のホームページも情報を閲覧する機能だけでなく、新たなホームページを飯塚市の全ての情報のプラットフォームという位置づけで再構築し、育児や仕事、遠方に住んでいる人など、市役所にふだん行けない、問合せができないという方にも、便利になったと思われる機能を備え、24時間開庁しているデジタル市役所を目指すものであります。

○赤尾委員

大変聞きやすく、よく理解できました。

では次に、公式ホームページをリニューアルする必要性について理解しましたが、そこで追加の質問ですが、どのような機能が実装されるのか、教えていただきたいと思います。

○情報管理課長

今回のリニューアルにおいて、新たに実装される機能を主に４点ほど説明させていただきます。

まずは、「申請・手続ナビゲーション機能」です。こちらはスマホやパソコンから引っ越し、結婚、出産などのライフイベントに関する簡単な質問に答えると、その人に合った必要な手続やその窓口、手続に必要なものなどを質問内容から判断し、案内する機能です。

２つ目に、併せて「オンライン手続ポータルサイト」も構築し、先ほどの申請・手続ナビゲーション機能コンテンツをはじめとする行政サービスをデジタル化し、手続情報を一覧で利用者が確認できるサイトの構築を行います。これらのことによりまして、本市の自治体DXを推進していきたいと考えております。

３つ目に、「ごみ出し検索機能」です。ごみの出し方をフリーワードや五十音中で検索でき、お住まいの地区を選択すると、カレンダー上で今日が何のごみの日かを表示することが可能となるものでございます。当然、災害時などの緊急時でも迅速かつ継続的に情報提供できるホームページであること。現行ホームページ以上のアクセシビリティへの対応、多言語対応はいうまでもなく、そのほかにも、本市の魅力や特色をトップページで発信する構成としています。

４つ目として、子育て情報、議会、歴史資料館などの専門サイトを構築することで、利用者がその情報にたどり着きやすいサイト構築を行っていく予定でございます。

○赤尾委員

このリニューアルを業者さんに発注されると思うんですけど、その契約についてどのような方法を考えてあるのか、ご回答をお願いします。

○情報管理課長

契約方法につきましては、プロポーザル方式を予定しております。当市の課題を認識し、その課題解決と自治体DX推進のために何ができるのかを企画提案を頂きたいと思っております。本市の厳しい財政状況を鑑みまして、採点項目の見積り金額にも重きを置いた仕様や要領としたいと考えております。

○赤尾委員

このリニューアルは大変よいものだと思いますし、やるべきだとは思いますが、今、答弁にもありました、財政状況が本市はちょっと不安視されております。この時期に、このリニューアルをやる理由というのを、簡単でいいので教えてください。これは通告しておりませんので、答弁できましたらお願いします。

○情報管理課長

先ほども言いましたように、当市のホームページは、やはり１０年間たって、ほかの自治体が自治体DX推進に向けたホームページですね、ホームページで全ての手続が完結するというデジタル市役所を目指すホームページになっておりますので、本市も１０年もリプレースしておりませんので、国の交付金の指針にもありますように、自治体DXに寄与するホームページが必要であると認識して、財政状況はありますが、リニューアルをすることとしております。

○赤尾委員

よろしく申し上げます。質問を終わります。

○委員長

次に、同じく７４ページ、文書広報費、広報管理運営費について、金子委員に質疑を許します。

○金子委員

私のほうも同じく広報管理運営費のホームページの更新事業費について少しをお尋ねいたします。先ほど、委員から概要、目的、プロポーザルの方法などをお聞きしましたので、大体分かったんですけど、もう少し詳しく教えてください。

ホームページは、現在、とても見にくいという話を度々お聞きすることがあります。特に子

育てをされている方がどこを見ていいのかよく分からないということをよくお聞きします。今回、先ほど、子育てについても見やすいものにするということだったんですけど、もう少し詳しくお話を聞かせてください。

○情報管理課長

今回のホームページのリニューアルにつきましては、先ほど利便性と言いましたが、それに加えて、利用者の皆様の検索性の向上も行う予定でございます。見やすさ、見つけやすさに重きを置いた更新を行う予定です。

具体的には、情報の立てつけを改めて、子育て情報は、先ほど言いましたが、サブサイトによる独立したサイトを予定し、子育てサイトの準備に向けて、関係部署でワーキングを行うなど、部署内で連携し、構築に係る事務調整を行っていきます。また、情報量も移行期間で精査を行い、削減する方向で考えております。

そのほかにも飯塚市の魅力や特色が打ち出されるトップページの構成なども予定しており、文字ばかりが画面に掲載されるページではなく、画像やアイコンなどで視認性を重視した仕組みを構築したいと考えております。

○金子委員

現在の市のホームページは確かに文章だけで、行政目線ではないかというふうなことも、市民の方から指摘を受けています。ぜひ、このリニューアルを機に、一度、作成ページをしっかりと見ていただいて、情報を見やすいものにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、78ページ、財産管理費、筑穂庁舎改修事業費について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

78ページ、総務管理費、財産管理費、筑穂庁舎改修事業費について何点か質問させていただきます。この改修工事の各経費についてはどのような内容なのか、分かる範囲で結構ですので、概要の説明をお願いしたいと思います。

○筑穂支所市民窓口課長

まず1点目に、筑穂庁舎1階部分の空調設備改修工事を予定しております。2つ目に、空調設備に係ります電気設備改修工事、それから、大屋根及び4階、5階の一部陸屋根部分に係ります屋根防水改修工事、それから、最後に4つ目になりますが、受変電設備の改修工事ということで合計1億2100万円を計上させていただいております。

○田中武春委員

私もよく筑穂庁舎に伺いますが、これは建設して、今、何年ぐらいたっているんでしょうか。

○筑穂支所市民窓口課長

筑穂庁舎は、平成14年、2002年8月建築でございまして、現在、22年が経過しております。

○田中武春委員

22年が経過しているということで、この間、部分的な補修用部品を調達しながら、維持修繕で対応されてこられていることと思いますけども、今後、空調設備等々、法定耐用年数を考慮した補修用部品の供給期限が到来すると。部分的な維持修繕が困難な状況となることが予想されますけども、その件についてはいかがでしょうか。

○筑穂支所市民窓口課長

質問委員のご指摘のとおりでございまして、今回、予算計上をいたしております筑穂庁舎の空調設備の部品供給に関しまして、設置メーカー元に確認いたしましたところ、ビル用マルチ室内機・室外機等に関わる補修用部品の供給期限は、既に生産終了から10年が経過し、新品部材の供給を終了しております。さらに代替品の供給期限の10年経過を昨年、2024年に

迎えたところでございます。今後、代替品の在庫状況によって、維持修繕が困難な状況が生じることが懸念されるところでございます。

○田中武春委員

それでは、工事期間はいつ頃になりますか。

○筑穂支所市民窓口課長

工事概要説明資料の58ページをお願いしたいと思います。工事期間につきましては、7月から3月までの期間を予定しておりまして、とりわけ空調設備及び電気設備の改修工事につきましては、気候の中間期となります9月から11月頃を目途に想定しているところでございます。

○田中武春委員

長期になるみたいですが、では、令和8年度以降のこの筑穂庁舎の維持修繕・改修計画はどのようなになっているのでしょうか。

○筑穂支所市民窓口課長

令和8年度以降におきまして、その他のフロア部分に係ります空調設備、電気設備の改修工事等を、今後計画していきたいというふうに考えております。

○田中武春委員

どうも工事期間が長年になって続くような感じでございます。多分、工事期間中も市民が庁舎を使いますので、ぜひ、安心安全な対応を取っていただくようお願い申し上げまして、終わります。

○委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 10:59

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

次に、80ページ、財産管理費、その他の財産管理費について、秀村委員に質疑を許します。

○秀村委員

旧楽市小学校グラウンド整備事業費なんですけども、この改修工事の内容についてご説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

旧楽市小学校グラウンドにつきましては、周囲に金網のフェンスと防球ネットを設置していましたが、老朽化し危険なため、金網フェンスの設置と腐食した箇所防球ネットを撤去するものです。

○秀村委員

それでは、地元とはどのような協議をしたか、教えてください。

○まちづくり推進課長

地元の自治会長には、不良箇所及び改修内容を説明しております。

○秀村委員

不良箇所の修理の説明ということですけども、現在、管理方法はどのようになっていますか。また、年間どれくらいお金がかかっていますか。

○まちづくり推進課長

現在は市の直営で草刈り等を行っております。令和7年度予算での年間管理費として、樹木管理委託料として49万5千円を計上しております。

○秀村委員

この管理については、今後も市の直営で管理していかれるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

今後、地元で可能な管理につきましては、お願いしたいと思っております。

○秀村委員

地元もいろいろ高齢化等々あるとは思いますが、可能な限り、いろいろあるでしょうけども、聞いて、うまくやってください。よろしくお願いします。

○委員長

同じく 80 ページ、財産管理費、その他の財産管理について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私も旧楽市小学校のグラウンド整備事業なんですけど、同僚議員と重ならないようにしたいと思いますが、まず一点、この改修工事の期間を教えてください。

○まちづくり推進課長

改修工事期間は、5月から7月としております。

○田中武春委員

旧楽市小学校のグラウンドには防球ネットが2か所ありますけども、これは2か所とも撤去するという考え方なんですか、お教えてください。

○まちづくり推進課長

2か所ある防球ネットのうち、老朽化した防球ネット1か所80メートルを撤去し、基礎がしっかりしています防球ネットにつきましては、そのまま残します。

○田中武春委員

この旧楽市小学校のグラウンド周辺には多くの民家がございますので、台風でネットが倒れて、大きな事故があったこともありますんで、定期的に点検をして、安全確認をしていただくよう要望しておきます。以上です。

○委員長

次に、81 ページ、企画費、国際化推進事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

81 ページの在住外国人交流事業委託料についてお尋ねいたします。この事業の周知方法についてお知らせください。

○国際政策課長

事業の周知方法といたしましては、市報、ホームページ、SNSの発信、当課で実施しております日本語教室でのお知らせのほか、市内の大学や企業へのメールにて、留学生や外国人材へお知らせしております。

○金子委員

市内にいらっしゃいます留学生や外国の方へのお知らせということですけども、市内の在住の外国にルーツのある人の人口はどうなっているのか、教えてください。

○国際政策課長

令和7年2月末現在、外国人住民の人数は2023人でございます。昨年度末の人数が1769人でしたので、比較しますと254人増加しております。

○金子委員

254人増加しているということですけども、外国の方は日本語が分からなくて、イベントを周知することはとてもいいことだと思うんです。交流することとてもいいことだけでも、困ったときに相談する窓口等がしっかりあることも必要だと考えますが、その窓口等の周知の方法は何かされているか、お示してください。

○国際政策課長

外国人の方向けの周知といたしまして、転入手続をされる際に、日本語教室や外国人向けの相談窓口、交流イベントに関する市の取組を、やさしい日本語版にしたチラシの配布を行って

おります。技能実習生や特定技能等の企業に訪問に行った際のヒアリングにおきましては、相談窓口等の周知を行っております。

また、国際政策課が管理する外国人相談窓口のフェイスブックでの情報発信も随時行っておりまして、メッセージーでの問合せや相談などが母国語で行われた際にも、翻訳をして対応をしております。

○金子委員

丁寧に対応されているということで安心しました。ぜひ外国にルーツのある方が安心して生活する、また、働いていけるようにしっかり取り組んでいただくことを要望して、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、８２ページ、企画費、合併２０周年記念事業費について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

合併２０周年記念事業費についてですけども、早くて、もう２０年になるんですよね。まず、この記念式典の内容についてお尋ねをいたします。

○総務課長

合併２０周年記念式典につきましては、来賓をはじめ招待者及び市民参加の下、地域の団体や学校等によるパフォーマンスをはじめ、合併２０周年記念誌の配布や２０周年の歩みを振り返るDVDなどを上映するような内容を予定しております。

○秀村委員

記念式典を開催されるとのことですが、その実施期間についてお尋ねいたします。

○総務課長

現時点におきましては、式典の実施をする時期については、決定しておりませんが、合併２０周年を迎えますのが令和８年３月ということでございますので、３月に開催する運びになるかと考えております。

○秀村委員

記念式典企画運営等委託料１３６万４千円の業務内容と業者の選考についてお尋ねいたします。

○総務課長

この委託業務の業務内容につきましては、式典会場の設営関係、また、事前作業としての案内状の作成や発送並びに進行台本の作成などを想定しておりまして、受託業者につきましては、競争入札による選考を考えております。

○秀村委員

この記念式典の事業効果についてお尋ねをいたします。

○総務課長

記念式典において来賓をはじめ招待者及び市民参加の下、合併２０周年の歩みを振り返り、その中で達成された成果や克服した課題を共有することで、コミュニティ全体の誇りと連帯感を高め、未来へ新たな一步を踏み出すような事業、こういうものにできればというふうに考えております。

○秀村委員

財政状況もあるでしょうけども、お金をかけず、素晴らしいもの、これが一番難しいと思いますけども、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、８４ページ、企画費、その他の企画費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の８４ページ、総合計画策定支援委託料についてお尋ねします。当初予算資料では

13ページです。まず、この総合計画策定支援委託料、この予算計上されている理由についてお尋ねします。

○総合政策課長

本市の最上位計画である第2次総合計画につきましては、10年間を計画期間としており、令和8年度で計画期間が終了いたします。このため、飯塚市総合計画策定条例に基づき、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする第3次総合計画を令和7年度、8年度の2年間で新たに策定するため、策定支援に係る委託料を計上しているものになります。

○赤尾委員

では、策定支援委託料が1695万3千円となっておりますが、委託内容についてお尋ねします。それと、策定スケジュールはどのようになっているのか、併せてご説明ください。

○総合政策課長

まず、委託業務の内容としましては、現計画の進捗状況の把握・分析業務、関連計画の情報整理、市民意識調査や各種アンケート調査の実施、市民懇談会や有識者、市民で構成される審議会開催の運営支援、パブリックコメントの実施などを予定しており、総合計画策定のために必要な支援業務となります。

次に、スケジュールにつきましては、令和7年6月までに委託業者を選定し、7月以降に市民意識調査や各種アンケート調査などを行い、令和7年度中には素案を策定し、令和8年度にかけて、議会、附属機関の審議会、市民懇談会及びパブリックコメントにより素案についてご意見等を頂きながら最終案を策定し、令和8年度に議案を上程させていただきたいと考えております。

○赤尾委員

最後に、本事業費の財源をお尋ねします。

○総合政策課長

本事業費の財源につきましては、全て一般財源となります。

○赤尾委員

最上位計画の策定支援委託ということで大変重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで質問を終わります。

○委員長

次に、同じく84ページ、企画費、その他の企画費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

同じく総合計画策定事業費についてお尋ねいたします。総合計画の策定のスケジュール、理由、委託内容や財源については分かりました。その中で、スケジュールとして、市民参画に関する部分については、市民意識調査や各種アンケートの実施、また、市民懇談会、パブリックコメントを実施されるという内容との答弁でしたが、それぞれ対象者がどのようになっているのか、お示してください。

○総合政策課長

まず、市民意識調査につきましては、18歳以上の市民6千人を無作為抽出して実施。各種アンケート調査につきましては、市内の各種団体へ依頼して実施し、市内12地区で行います。市民懇談会及びパブリックコメントについては、対象者を限定しておりませんので、参加や意見提出を希望される方からご意見等を頂く形で実施する予定としております。

なお、今年度策定しました第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たって、市内の高校生や大学生からまちづくりに関する意見を聴取しましたので、次期総合計画の策定に当たっても参考にしていくこととしております。

○金子委員

策定に当たっては、高校生や大学生の意見も参考にされるということですが、これから

の未来を担う小学生や中学生、10年間の期間ということは、つまり10歳の子が20歳になるということでもありますので、そういうこどもたちの意見を聞くことも非常に大事なのではないかなと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○総合政策課長

今年度、こども計画の策定に当たって、小学生や中学生から意見聴取を行っていることもございますので、総合計画の策定に当たっては、幅広い意見聴取の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○金子委員

この3月に策定されました飯塚市こども計画を読みますと、こども・若者の意見聴取についてビジョナリーシティこども会議では、こどもが自由に意見を言える場所が欲しい。こどもたちが考えるきっかけをつくり、それらを様々な形で表現できる場所が欲しいというしっかりした意見が出ておりました。

こどもや若い人たちを権利の主体として意見を聴取することは、まちづくりに参加する大変有意義なことだと考えております。そのためには、ワークショップなど、意見聴取しやすい形を考えていただくよう要望して、質問を終わります。

○委員長

同じく84ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、金子委員に質疑を許します。

○金子委員

地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、1億5900万9千円が計上されております。これについてお尋ねいたします。まず、予約乗合タクシー、コミュニティバス、エリアワゴンの事業費の内訳についてお尋ねいたします。

まずは、この現在の状況と令和7年度の状況についてお尋ねいたします。特に、筑穂・高田線及びエリアワゴンの運行业務の事業費をよろしくお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシー、コミュニティバス筑穂・高田線、エリアワゴンの運行业務の事業費であります運行业務委託料につきまして、令和6年度と令和7年度の当初予算額をお答えいたします。予約乗合タクシーにつきましては、6年度は6382万7千円、7年度につきましては1027万7千円増額の7410万4千円。

次に、コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、6年度は1582万5千円、7年度につきましては、183万8千円増額の1766万3千円。

次に、エリアワゴンにつきましては、6年度は3351万8千円、7年度につきましては、542万6千円増額の3894万4千円となっております。

○金子委員

予約乗合タクシー、コミュニティバス筑穂・高田線、また、エリアワゴンに関しては増加されておりますが、その増加の理由についてお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシー及びエリアワゴンの運行业務委託料につきましては、年間の運行時間に1時間当たりの単価を乗じまして設計をしております。また、コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、年間の運行距離に1キロ当たりの単価を乗じて設計をしております。

予約乗合タクシー及びエリアワゴンの令和7年度の市全体の年間運行時間につきましては、令和6年度とほぼ同程度でございます。また、コミュニティバス筑穂・高田線の令和7年度の市全体の年間運行距離は令和6年度とほぼ同程度でございます。したがって、これらの委託料の増額分につきましては、それぞれ1時間当たり並びに1キロ当たりの単価設定の増額によるものでございまして、今回の委託料単価につきましては、人件費及び燃料油脂費の高騰を

考慮して増額しておりますので、委託料の増額につきましてはこれらの高騰分が反映しているものでございます。

○金子委員

増加の理由が人件費や燃料費の高騰ということが分かりました。協議会の資料等を見まして、かなりいろんな資料を出していただいて、積極的に丁寧に計画が変わっていくことが分かったんですけども、コミュニティ交通事業は本当に市民生活にすごく関係していることだと考えます。そして、それがサービス水準の向上にも関係しているということですけども、今回、決定された令和7年度の運行計画に関して、市民の皆さんの意見聴取はどのように行われたのか、お尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

一般市民の方々からの意見等の聴取につきましては、運行計画策定の内容や状況に合わせて、各種アンケート調査を行っているところでございます。今年度につきましては、現在の移動ニーズへの対応や利便性の向上を図り、効果的・効率的な運行計画を策定することに取り組むために、実際に利用されている方を対象としたコミュニティ交通の利用者アンケート調査を実施して意見等の聴取を行っております。

○金子委員

令和7年度の運行計画は既に決定されております。今後のコミュニティ交通をより利便性の高いもの、市民の皆さんにとって利用しやすいものとするためにも、市民の皆さんのご意見をできるだけ広く、また多くの皆さんに聞くことで、毎年改善を図っていくことが必要だと思います。採用できそうな要望等については、ぜひご検討いただきたいと思います。

そこで、お尋ねしたいのですが、今後の取組として、市民の皆さんのご意見やご要望をより多く、丁寧にお聞きするようなことは、何か検討されているのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

令和7年度におきましては、これまで以上に、例えば、いきいきサロン等の住民の方々が集まる場にお伺いさせていただきまして、コミュニティ交通事業につきまして、運行内容や利用内容などをご説明するとともに、ご意見等をお聞きするような機会をより多くしたいと考えております。

また、福祉の集い等のイベントにも参加するなどしまして、市民の方々からの多様なご意見等を直接お聞きするなどして、効果的な事業の改善に活用したいというふうに考えております。

○金子委員

地域公共交通計画を読ませていただきますと、幅広い計画を立てていらっしゃるということが分かりました。様々なご意見がある中で、これでよかったと思われる方もいらっしゃいます。いらっしゃる反面、「いやまだまだできていない」、「今回の改定が不十分だった」、「よくなかった」という方もやはりいらっしゃいます。その意見を十分にやっぱり聞いていただきたいと思います。

また、現在のコミュニティ交通は、よく読めば読むほど細かい時間の設定とかされていて、1分たりとも無駄にされないような緻密なところもあるなという印象もありますが、利用者の状況を見ますと、高齢者の方が中心で、高齢者の買物や通院のものになっている。そうせざるを得ないというような感じを受けます。地域公共交通の中には、全ての市民の方に便利のいいものをつくり上げたいというようにも書いてありました。交通弱者と呼ばれる方の中には高校生もいらっしゃいます。朝早い時間に多くの保護者の方が車で移動される。夕方の忙しい時間も多くの方で混雑するというのも、よく見られます。ぜひ、幅広い年齢層の方が便利で心地よく、安心して利用できるものを、しっかり検討していただきますよう要望して、終わります。

○委員長

同じく84ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、田中武春委員に

質疑を許します。

○田中武春委員

私も同じくコミュニティバス運行等事業費について、何点かご質問させていただきますが、なるべく重ならないように努力をします。

まず、本市の予約乗合タクシー、コミュニティバス、エリアワゴンの利用者の現状、各予約乗合タクシー、コミュニティバス筑穂・高田線、及びエリアワゴンの利用状況について、これまでの状況と令和7年度の推測についてお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシー、コミュニティバス筑穂・高田線、エリアワゴンの各利用者数につきまして、令和5年度の実績、令和6年度の見通し並びに令和7年度の推測値についてお答えいたします。

予約乗合タクシーにつきましては、5年度の実績として4万888人、6年度の見通しとして、1554人増加、3.88%増加の4万2442人。令和7年度の推測としましては、6年度と比較し1858人、4.38%増加の4万4300人。

次に、コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、令和5年度実績は1万2718人、6年度見通しは、5年度と比較し770人、6.05%増加の1万3488人。7年度の推測値では、6年度と比較し512人増加、3.8%増加の1万4千人。

最後に、エリアワゴンにつきましては、5年度の実績として、3万4841人、6年度の見通しは、5年度と比較し3135人、9%増加の3万7976人。7年度の推測値としましては、6年度と比較し4524人、11.91%増加の4万2500人という推測を行っております。

○田中武春委員

年々、利用者が増加をしている状況が分かりました。コミュニティ交通に関しては3年間で1運行計画期間として事業運営されておまして、今年度は3年に1度の大規模な運行計画の見直しが行われ、令和7年度の各種コミュニティ交通の次期運行計画が決定をしておりますが、そこでお尋ねいたしますが、次年度以降の令和8年、9年度の運行に関する改善や変更等はどうのように考えられているのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

今年度は現在の運行期間の最終年度でございましたので、来年度、令和7年度から9年度までの3年間の運行計画の基本となる令和7年度の運行計画を決定したところでございます。令和8年度並びに9年度の運行内容の改善、変更に関しましては、次期運行計画期間内でありまして、令和9年度までの計画であります飯塚市地域公共交通計画の計画期間内ということもございますので、令和7年度の運行計画を基本としつつ、利用状況や住民ニーズ等を鑑みまして、部分的な改善を図っていくことになるものと考えております。

○田中武春委員

次年度の策定スケジュールについてお尋ねしますが、来年度以降の3年間において、部分的な改善を図りながら事業を運営していくということは分かりました。令和7年度の運行計画は従前から大規模な変更がなされておりますので、その成果や影響はこれまでよりも大きいのではないかと思います。

それらの状況を踏まえた改善となりますと、令和8年度の運行計画に反映されると思いますので、令和8年度運行計画はどのようなスケジュールで策定されるのですか、お尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

令和8年度の運行計画決定に係るスケジュールにつきましては、運行許可取得の関係もございまして、飯塚市地域公共交通協議会での協議を令和7年12月までに終了し、運行計画を

決定する必要があると思います。そのために、運行状況や利用状況の集約、分析を継続的に行うとともに、夏以降に各地区のまちづくり協議会での説明や意見聴取、関係者との調整等を行いまして、10月頃までには運行計画案を策定し、その後、年末にかけて、飯塚市地域公共交通協議会でご議論いただき決定していくといったスケジュールを考えております。

なお、決定しました運行計画につきましては、これまでと同様に、毎年度3月中旬に全戸配布しております利用ガイドにてお知らせする予定としております。

○田中武春委員

夏以降に、各地区のまちづくり協議会で説明、意見聴取を行うということなのですが、私も1回、説明会に行ったことがあります。各地域で、ちょうど時間帯が昼間だったというふうに思いますけども、あんまり人がいなかったという感じがします。ぜひとも、地区での説明会や意見聴取をするときには、やっぱり市民が一人でも多く集まるような場所とか時間帯とかいうのを考えていただかないと、本当に市民一人一人の意見が集約できるのかなと、ちょっと不安を覚えたのがあります。ぜひ、そういうことがないように、そういった調整等をお願いしたいというふうに思います。終わります。

○委員長

同じく84ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上です。追加資料を頂いております。説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

先に要求のございました資料につきまして補足説明をいたします。

まずは資料31ページ及び32ページに提出しております。コミュニティバス等運行事業の総括表について説明いたします。この表には令和7年度の交通機関別に運行状況、事業費、利用者数等を取りまとめて記載しております。

(1) 予約乗合タクシーにつきましては、平日、月曜日から金曜日に車両11台を活用して、市内9地区で運行しております。令和7年度の当該運行に係る事業費につきましては、運行業務委託料7410万4千円、予約受付業務委託料1574万3千円、予約管理システム使用料228万7千円の合計9213万4千円となっております。令和6年度より1197万4千円の増額となっております。利用者数につきましては、令和6年度よりも3700人増加の4万4300人と考えております。

(2) エリアワゴンにつきましては、市内10地区14路線の運行を行います。運行日は地区によって異なっており、それぞれ表に記載の曜日に運行しております。令和7年度の予定の運行に係る事業費につきましては、合計で3894万4千円で、542万6千円の増額となっております。利用者数は5800人増加の4万2500人と考えております。

次に、次ページですけれども、(3) コミュニティバスにつきましては、市単独運行の筑穂・高田線1路線及び宮若市との共同運行の宮若・飯塚線1路線が運行しております。筑穂・高田線は平日のみ、宮若・飯塚線は全日運行をしております。令和7年度の事業費につきましては、筑穂・高田線は1766万3千円で、183万8千円の増額となっております。利用者数は700人増加の1万4千人と考えております。

宮若・飯塚線は運行負担金を記載しておりますが、717万9千円で22万7千円の増額となっております。利用者数は運行路線全体で164人の増加、1万4165人と考えております。

次に、(4) 路線ワゴンにつきましては、幸袋地区と鎮西地区の2地区で、平日、月曜日から金曜日に運行いたします。令和7年度の事業費につきましては、路線ワゴンは予約乗合タクシーの一部の運行時間内で運行しておりますので、事業費は予約乗合タクシーの事業費に含ま

れております。利用者数につきましては、1180人減少の1700人と考えております。

全体といたしましては、（５）ですけれども、事業費は1億5900万9千円で、1862万7千円の増額となっております。利用者数につきましては、9184人の増加の11万6665人と考えております。

次に、資料33ページに提出しておりますコミュニティバス等運行事業の新年度、2025年度の変更の特徴につきましてご説明いたします。

資料には、令和7年度のコミュニティ交通の各交通機関の運行計画について、現在の運行計画からの変更内容及び特徴等を主な事項に関して記載しております。

表の上段のほうから説明いたしますが、まず、次年度の運行計画につきましては、基本的な考え方としまして、現在のコミュニティ交通体系の基本的な考えを踏まえ、現交通体系を維持する中で、利用状況に基づき、利用実態に合わせた、より効果的、効率的な運行への改善・見直しを行っております。

次に、エリアワゴンにつきましては、まず①ですが、1日平均乗降者数0.1人未満という全市的な廃止検討基準を設定し、複数年の利用状況とこの廃止検討基準を照合するとともに、地域住民のご意見、運行経路等を含めた総合的観点で存続する停留所を選定するとともに、新たな停留所の新設も行っております。

次に、②から④につきましては、地区の運行状況や利用状況に応じて改善を図っている事項でございますが、②大規模な路線編成の変更では、潁田地区及び幸袋地区で運行グループ数を変更しており、弥山・内住方面では、利用の少ない平日の運行を廃止し、土曜日は大分線及び内野線の運行ルートに編入して、運行を行うようにいたします。これに伴って土曜日のみ運行しておりました内野・内住線は廃止いたします。

次に、③乗車定員超過防止対応としまして、乗車希望者が乗車定員を超えるケースが多数発生している地区や便を対象に、その発生を削減するための運行ルート変更を行っております。

④利便性の向上としまして、運行日の追加、運行ルートの変更等を行っております。

次に、予約乗合タクシーにつきまして、①ですが、5地区の5施設の地区外施設への運行を行います。

②については、予約乗合タクシーと車両を共有しております路線ワゴンに関して、利用が少ない便を減便することにより、予約乗合タクシーの利用可能な時間を拡充いたします。

③については、幸袋地区と潁田・鯉田地区で各1台、合計2台運行している車両をより有効に活用するため、2地区で2台を共有するものとします。

次に、コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、回送時間短縮による運行ダイヤの変更を行います。

最後に、現在3地区のみで運行している路線ワゴンでございますが、利用の少ない便を減便いたします。

以上で、提出しております資料の補足説明を終わります。

○川上委員

考え方は分かりました。そこで、基本的な考え方の②の利用状況に基づきということがあります。ニーズに基づかずに、利用状況に基づくというふうにしたのは、どういう理由でしょうか。

○地域公共交通対策課長

先ほど申しましたように、今回の見直しにつきましては、利用状況に基づき利用実態に合わせたということで、利用者数、乗降者数のデータを基に見直しを行っております。この分は、利用者数そのものが、実際のニーズ、利用されている方の数ということの中で、潜在的な利用のニーズということではなく、実際に使われている方のニーズということで、今後、改善を図るためにそのような考え方を示したものでございます。

○川上委員

潜在的ニーズのほうは切り捨てるということでしょうか。

○地域公共交通対策課長

潜在的なニーズに関しましては、エリアワゴンが運行しております各地区におきましては、予約乗合タクシーも重層的な運行をしております。予約乗合タクシーはデマンド型の運行でございまして、散発するニーズに対して対応できる、そういった運行機関でございますので、現在、潜在的なニーズ、散発的な利用がされているニーズ、そういったものに十分対応できる交通機関でございます。

そういったことで、予約乗合タクシーのほうのご利用をお願いしたいというふうに思っておりますし、潜在しているニーズが顕在化しまして、それがエリアワゴンの運行に適しているようなニーズになった場合には、改めてエリアワゴンの運行というのを考える、そういったことで対応したいと思っております。

○川上委員

潜在的ニーズ、あるいは切捨てられる部分については、予約乗合タクシーで対応したいと。予約乗合タクシーは希望すれば必ず予約が取れるんですか。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシーにつきましては、名称のとおり、事前予約制ということになっておりますので、その予約をしたときに、それ以前に予約が既に入っている状況であれば、第1希望の時間帯に利用することは難しい、できない場合があるというところでございますけれども、現在のところ、予約乗合タクシーの予約の成功率につきましては、およそ90%程度が成立しておりますので、第1希望どおりの時間帯・日時で利用することはできない場合もございますけれども、ちょっと時間を変更していただいたところでの利用ということには対応できているというふうに考えておりますし、また、そういったことにつきましては、予約受付センターのほうで、オペレーターの方が丁寧に説明し、代替の日時・時刻等のご案内をさせていただいておりますので、現状としましては、そういった潜在的なニーズにつきましては対応できるものと考えております。

○川上委員

それでは、どのくらいの利用者が切捨てられるようになるか。潜在的ではないですよ、実際に今使っている人たちがどのくらい切捨てられるのか。予約乗合タクシーの関係であれば、エリアごと、それからコミュニティバス、あるいはエリアワゴンについては路線ごとに、どのくらいマイナスを見込んでおるのか、お尋ねします。

○地域公共交通対策課長

ご質問いただいた交通機関としましては、予約乗合タクシーとエリアワゴンが今回の改善変更に伴って利用できなくなる人数がどのくらいになるかということだというふうに思っておりますけれども、予約乗合タクシーに関しましては、今回の変更で従来の利用方法。運行方法よりも、いわゆるマイナス面と言いますか、利用しづらいということではなくて、より時間が拡充したり、行ける施設が増えますので、これまで利用していた方が利用できなくなるというマイナス的な利用者数というのは考えておりません。

一方、エリアワゴンにつきましては、廃止検討基準に基づき廃止することになった停留所がございまして、その利用者に関しましては、私どもの試算としましては、全ての停留所の延べの年間の利用者数で言いますと200人というふうに算定しておりますので、その人数の方が利用できなくなるというような状況が発生いたしますので、その方々にできれば予約乗合タクシーをご利用いただきたいというふうに考えております。

○川上委員

エリアワゴンの路線ごとに乗れなくなる方々の人数を教えてください。

○地域公共交通対策課長

手元にそのような資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○川上委員

その資料は執務室に行けばあるんですか。

○地域公共交通対策課長

今、私どものほうで説明いたしました数字につきましては、令和5年度の廃止となる停留所で、何人の方が利用されたかということの中の推測で、お話をさせていただいております。その令和5年度の実績に基づきまして、今回廃止になる停留所の利用者数の数字につきましては、現在、手元にはございませんけれども、執務室のほうにございますので、後ほどご説明等はできるかと思っております。

○川上委員

それは答弁保留ということでもいいですか。

○地域公共交通対策課長

すみません、ちょっと資料を探しましたらありましたので、申し訳ございません、ちょっと長くなりますが、説明をさせていただきます。

颯田地区につきましては、先ほど言いましたように、廃止になる停留所の年間の利用者数が29.7人、鯉田11.4人、幸袋10人、鎮西58.4人、二瀬4人、穂波の高田系統が3人、飯塚東が13.3人、庄内地区が30.5人、庄内地区の赤坂橋系統が6人、筑穂地区の大分線が7.5人、内野線が18.6人、上穂波線が8.2人、内野・内住が0.5人ということで、合わせて200人程度が、現在廃止になると考えております停留所で利用されている利用者数になっておりますので、この方に影響があるというふうに思われます。

○川上委員

これを考える上で、この20年来くらいの間の高齢化の状況だとか、さらに免許証の返納状況というのは、どういうふうに検討したのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

今、質問委員がおっしゃいますような社会的な状況の変化ということは、私どもも念頭に入れた中で、いろいろな計画を策定しておりますけれども、具体的なデータに基づき、それを運行計画に反映させているといったところまでは至っておりません。

○川上委員

社会的変動は検討したけど、計画に反映させていないと。お題目という感じですか。

○地域公共交通対策課長

今、私が申しました社会的変動につきましては、実際に利用者数の増加の状況だとか、いろんな地区でご意見等をお聞きする中で実感しているところでございます。

○川上委員

現在、バス停は全部で幾つありますか。

○地域公共交通対策課長

令和6年度の市全体の延べの停留所数につきましては、382か所となっております。

○川上委員

エリアワゴンですね。今回は幾つ廃止しますか。

○地域公共交通対策課長

今回、先ほど申しましたエリアワゴンの停留所のうち、延べで118か所の廃止と考えております。

○川上委員

3割廃止ですね。筑穂は幾つですか。

○地域公共交通対策課長

4路線ありまして、内野・内住線が8か所、大分線が11か所、内野線が16か所、上穂波が7か所ということで、42か所だと思います。

○川上委員

幾つ残りますか。

○地域公共交通対策課長

4路線それぞれ、内野・内住線が18か所、大分線が30か所、内野線が32か所、上穂波線が22か所のバス停がございますので、102か所、現在、あるというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、何割削減になるんですか。

○地域公共交通対策課長

約30%程度と考えております。

○川上委員

先ほど、利用できなくなる方々は予約乗合タクシーに乗ってくださいと。現在までのところで、予約したくてもできないのが10%くらいは統計的にあるでしょうということですよね。ここに、今後利用できなくなる方が加わる、さらに免許返納だとか高齢化状況の進行によって、人数が増えてくるということになってくると、予約乗合タクシーは10回電話をかけて9回しかかからないと、予約成立が。現在でもそうなんだけど、もっと深刻になると思われるけど、何か手だてを取っていますか。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシーの利用状況に基づく現在の成功率は、先ほど申しましたけれども90%程度ということでございますが、予約乗合タクシーが最も利用されていた時期、いわゆるコロナ禍前の状況と、コロナ後、コロナ禍の最も少なかった状況等を勘案したときに、現在の受付状況、受付件数等を考えますと、先ほどの高齢者の方の増加だとか、エリアワゴンのから転用という方の利用に対する余裕と言いますか、対応はできるというふうに考えております。今回のそういった変更に伴って、予約乗合タクシーの受付方法等の変更は行ってはおりません。

○川上委員

ということは、予約乗合タクシーを予約しようとする、必ず予約できますということを、今おっしゃったんですか。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシーにつきましては、先ほど申しましたように、同じ日時に利用されているという方が分散して利用されるために、どうしても第1希望の利用ができないということで、キャンセルをされるということの中で、予約の成功率というのが90%にとどまっておりますので、必ずしも予約乗合タクシーが利用できるというところまでの保証はございませんけれども、第1希望ではなく、第2希望、第3希望と、大変申し訳ないんですけども、予定を変更するなどしていただければ、一定程度の成功率は確保できておりますので、対応できるものと思っております。

○川上委員

筑穂・高田線に現在、舍利蔵のバス停がありますけれども、これはどうなりますか。

○地域公共交通対策課長

舍利蔵のバス停につきましては、エリアワゴンの穂波地区の高田系統のバス停でございますけれども、この停留所は廃止というふうに考えております。

○川上委員

どういう判断ですか。

○地域公共交通対策課長

この停留所につきましては、先ほど、この停留所に限らず全市的な停留所の存続について考え方をお示ししましたように、1日平均の利用者数の状況を複数年度で鑑みた中で判断させていただいております。

質問者がおっしゃっております停留所は、舍利蔵入口という停留所でございますけれども、令和4年度、5年度の利用者がゼロという状況でございますし、この停留所につきましては、今回考えておりますルートと比較しましてもかなり距離が離れており、所要時間もかかっているという状況、そういったことも含めまして、廃止という判断をさせていただいております。

○川上委員

令和6年度の利用者数を教えてください。

○地域公共交通対策課長

令和6年度の利用状況につきましては、現在、手元に持っておりますのは、4月と5月の利用者数のデータを持っているところですが、利用者はゼロとなっておりますけれども、6月以降に利用されている方がいらっしゃるということはお聞きしております。

○川上委員

舍利蔵まで、現在、手前のバス停からそこまで何キロありますか。

○地域公共交通対策課長

現在、6年度の運行ダイヤで申しますと、舍利蔵入口の前後で、津原老松神社と青山医院というところがございますけれども、例えば、水曜、木曜の第3便で言いますと、老松神社が11時18分で、舍利蔵入口が11時21分、青山医院が11時26分ということで、舍利蔵入口を運行するということで8分の運行時間がかかっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:05

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

午前中に引き続いて、地域公共交通対策課長から答弁をお願いします。

○地域公共交通対策課長

先ほどの質疑の中で、私のほうが、穂波地区の高田系統の舍利蔵入口停留所に関わるお話の中で、その前後の停留所に関して、距離をご質問されたということですが、答えが所要時間でございましたので、改めて距離につきましては、前後合わせて3キロの運行距離になるということでご答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○川上委員

委託料の単価は時間だということなんですけれども、8分間の委託料への影響はどのくらいでしょうか。

○地域公共交通対策課長

エリアワゴンにつきましては、委託料は先ほどおっしゃいましたように時間で計算をしているところでございます。先ほどの舍利蔵入口の停留所に係る運行時間につきましては、1便当たり8分かかるとしまして、現在、1日に4便運行していること、これが年間の運行の日数が、土曜日の場合、50日というふうになっておりますので、土曜日の運行でいえば、年間で7万5千円程度というふうになっております。

○川上委員

その計算は、その計算でしょう。しかし、委託料は1時間単位で払うんでしょう。

○地域公共交通対策課長

委託料の算定につきましては、運行ダイヤに基づきまして1時間単位で算出しております。

○川上委員

ですから、1時間単位の中の8分であれば、委託料への影響はゼロということになると思いますけれども、そういう場合が考えられますか。

○地域公共交通対策課長

部分、部分での運行時間で、それが全体の委託料にどう反映するかということ言えばですね、その部分だけで切り取って委託料の考え方とか、算出をするわけではございませんので、全体として、1日に何時から何時まで運行しているというところで委託料を計算させていただいております。

○川上委員

ですから、例えば4時間半で5時間分の委託料を出すとすればですよ、30分の中に8分が入るのではないかなというようにことを申し上げたんですね。先ほどの答弁を聞いてみますと、この舎利蔵入口については令和4年度、令和5年度と利用がなく、令和6年の6月から利用が始まっているのを確認しているのに、4月から廃止するということになるわけですね。間違いないですか。

○地域公共交通対策課長

おっしゃっていらっしゃるように、令和6年度の6月以降に利用があったということは認識しております。

○川上委員

なのに、4月から廃止するというやり方をしているわけですね。それで、先ほど市民の意見はどう聞いたのかということについて、アンケートを行いましたということですけども、そのアンケートを行って運行素案をつくりますよね。運行素案をつくった後、4月から利用できなくなる地域の皆さんの声はどういうふうに聞きましたか。

○地域公共交通対策課長

今回の運行計画を策定するに当たりまして、私どもで素案を策定した段階、想定している段階、そういった段階で、各地区のまちづくり協議会のほうに、現在の運行状況や利用状況、そして、私どもが考えている方向性等をご説明する中でご意見等を聞き、今回の運行の計画を策定しております。

○川上委員

まちづくり協議会に来た皆さんは、事前に素案を見せられて、そして、関係住民の方の意見を聞く作業ができた上で、当日お見えになったのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

まちづくり協議会への説明に関しましては、まず私どものほうで状況の説明をし、その説明をお聞きいただいた後に、それぞれの自治会長さんが2週間程度、10日から2週間程度だと思いますけれども、後日、意見等、ご要望等があれば、私どものほうにお伝えくださいというような形で意見の集約をしております。

○川上委員

それは文書があるんですか。

○地域公共交通対策課長

各地区の説明の際に、そのような要望等を記入する用紙を配付させていただいております。

○川上委員

筑穂は、いつ、まちづくり協議会での説明をやりましたか。

○地域公共交通対策課長

筑穂地区につきましては、まず、自治会長会で9月5日、そして、11月7日の2回、説明をさせていただいております。

○川上委員

まちづくり協議会はいつですか。

○地域公共交通対策課長

筑穂地区につきましては、筑穂地区のまちづくり協議会の役員の方、会長さん等に相談した中で、自治会長会で、この案について説明をしてほしいというようなお話がありましたので、自治会長会で説明し意見の集約をさせていただいております。

○川上委員

実施主体は飯塚市ですね。飯塚市が新しい運行計画をつくる、それによって利用できなくなる方が全体で延べ200人おられるでしょうと。潜在的なニーズのある方もあるでしょうということだったんだけど、そういうふうに考えると、自治会長にその仕事ができるんですか。

○地域公共交通対策課長

私どもといたしまして、地域の主要な団体でございます自治会長会を通じて、各地区のご意見等を聞かれている方ということで、この場合は自治会長さんにご説明等をさせていただいたところでございます。

○川上委員

事業実施主体としてはですね、自治会長にそういうことをお聞きするということがあるでしょうけど、責任を持たせるということはないと思うんですね。とりわけ、4月から利用できなくなる地域の皆さんの声を、あなた方が聞いているのかということを心配するわけです。聞いてないんですね。

○地域公共交通対策課長

廃止になる停留所のある自治会等の地域、個別に説明等をしたことはございませんけれども、今回、自治会長会等を通じて説明させていただいたときに、事前にそういった内容について説明をしてほしいと、予約乗合タクシーの利用方法等の案内をしてほしいというご要望がありましたところにつきましては、現在でも、ご説明等をさせていただいているところでございます。

○川上委員

どこにしましたか。

○地域公共交通対策課長

筑穂地区の筑穂栄町及び三町の自治会の中で説明をさせていただいております。

○川上委員

利用できなくなる地域の皆さんの声を、実施主体であるあなた方が、自治会長任せではなく、きちんと丁寧に聞いていく必要があるんじゃないかと思ったわけですね。

それでは、バス停廃止の手続きはいつしますか。

○地域公共交通対策課長

廃止するバス停につきましては、2月の中旬にバス停に置いてあります時刻表等が貼ってある表示版のほうに、3月末で廃止になる旨の文書を添付してお知らせしております。また、3月15日の隣組回覧におきまして、廃止となる停留所のある自治会において、回覧文書を回して廃止になる旨のお知らせをさせていただくことになっております。また、停留所の表示版盤本体につきましては、一定期間の周知の意味合いもございますので、4月の後半ぐらいまではそのまま存続させて、廃止になるということのお知らせを兼ねて対応させていただきたいというふうに思っております。

○川上委員

国の機関、県の機関への手続きはどうなるんですか。

○地域公共交通対策課長

このエリアワゴンの運行につきましては、福岡運輸支局のほうに道路運送法の4条許可を変更という形で申請しておりますので、その中で廃止の手続きはしております。福岡県のほうにつきましては特段の手続きはございません。また、そういったことにつきましては、現在のところ、手続きが進んでいるというところでございます。

○川上委員

手続は終わってないということですか。

○地域公共交通対策課長

手続はもうほぼ完了しておりまして、最終的な確認という段階で、手続はほぼ終了というふうに認識しております。

○川上委員

ほぼ終了ということは、まだ終わってないということかと聞いたんですよ。

○地域公共交通対策課長

ほぼという表現がどうかというふうに思いますけれども、4条許可変更の申請は提出しております。ただ、その運輸支局のほうの最終的な確認、もう事前に何度か確認はいただいておりますけれども、これでオーケーだという返事を明確にまだ頂いてないという意味で、ほぼというような表現をさせていただいております。

○川上委員

ということで、地元の方々がバス停の廃止は望まないということであればね、取り下げるということもできるだろうというふうに考えました。

令和7年度から9年度にかけた計画期間内に、西鉄バスが新たに路線を撤退すると、廃止するというようなことになった場合は、どうするんですか。

○地域公共交通対策課長

おっしゃいますように、私も、今回の計画を策定するに当たりまして、まずはそのような状況にならないことが望ましいので、できるだけそういうことにならないような努力はさせていただきます。

結果的に、例えば、一部区間の廃止とか、そういう状況が発生した場合には、必要性等を勘案した中で、コミュニティ交通でどの程度の対応ができるかを検討していくようなことになるのではないかと考えております。

○川上委員

この飯塚市の新しい3か年計画については、西鉄が参加して、西鉄も了承している。それだけではなくて、西鉄の路線を基本に、市バスというか、市の公共交通の組立てをしているわけでしょう。その根幹となるものが、自分が参加して決めているのに、計画期間内に撤退するというのはあり得ないと思うけど、それは困りますというふうに市長が文書で申し入れたらどうかと思うけど、それについては検討していますか。

○地域公共交通対策課長

今のご質問に対する答弁については、この予算費目の範疇をもしかしたら超えるような回答になるかもしれませんが、私も、今言われていますように、複数年の事業継続につきましては、議員からも以前お話がございましたように、西鉄の担当者のほうに、各種協議を行う中で、そういう話ができないかということを伝えておりますけれども、確約ということは難しく、文書での回答はできないと考えているという話をお聞きしております。

しかしながら、路線の維持に関しましては、西鉄としても、現在の事業運営を持続したいという考え方や、現時点で路線の廃止の予定はないという旨のお話をお聞きしております。私も考えておりますこういったコミュニティ交通の計画につきましても、ご理解いただいていると思いますので、今後も私どものほうでも、路線を維持できるように努力していきたいと考えております。

○川上委員

西鉄からはそういう返事が繰り返しあっているわけですね。で、4月から利用できなくなる方々の意見は丁寧に聞く事業実施主体としての責任を放棄してね、一方で、西鉄に対してはきちんと、先ほど言ったような立場にある西鉄が、路線撤退はこの計画期間内は認められないと

ということも、きちんと言えないという状況ですよ。こんなのでいいのかと思うんだよね。

それで、市の公共交通が利用できない方について、新たに適切な基準を設けた上で、タクシー券等を交付することを検討する考えはないのか、お尋ねします。

○地域公共交通対策課長

今、議員のほうから、コミュニティ交通を利用できない方というようなお話がございましたけれども、確かに今回の運行計画の中で、エリアワゴンの運行が精査された中で変わっていくということで、これまで使われていた方が、エリアワゴンを使えなくなるということが生じることは分かっておりますけれども、その地区内で輸送する交通手段としましては、予約乗合タクシーの運行をもう10年来継続しております。個別のニーズ、使用頻度がまれなニーズ、そういったものに対応することで、いわゆる交通弱者の方々への対応も、個別対応ということも可能な交通機関は継続して運行するといったことでございますので、今おっしゃられた別の手法の提案もあるかと思っておりますけれども、私どもといたしましては、現在運行している予約乗合タクシーを、ぜひとも利用していただきたいということで、そういう推奨をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長

次に、86ページ、地域振興費、公共交通対策事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

公共交通対策費に関して、市内を運行しております5路線の赤字補填が予算計上されておりますけれども、今回、5路線の中でも、最も予算が大きい飯塚市内線に関して質問をさせていただきます。よければ、この飯塚市内線の概要をお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

当該バス路線につきましては、運行台数及び利用者数が本市の半分程度となっている市内5路線のローカル線の中でも、最も多く運行し、利用されている路線でございます。この路線が運行しております主な運行の系統につきましては、いわゆる2番線の西相田、坂の下、赤坂橋、近畿大学等の系統、並びに3番線の愛宕団地、明治坑、明星寺団地等の系統で構成されている路線でございます。

○藤堂委員

市内の路線バスの半分がこの飯塚市内線で、市内各地を広く運行していると理解いたしました。

それでは、今回要求されている当該路線の維持負担金の増額理由をお尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

当該路線の路線維持負担金は、バス運行に係る運行経費から運賃収入及び国県補助金を差し引いた欠損額の推測値を予算計上しております。この欠損額につきましては、運行費用、運賃収入、国県補助の直近3か年の推移に基づきまして試算しております。今回は8468万1千円と、令和6年度と比べまして2203万4千円の増額となっております。

その増額につきましては、運行に係る乗務員等の人件費及び燃料油脂費の増加による燃料費用の増加が主な要因となっております。

○藤堂委員

赤字補填が行われていることで、本市の路線バスが維持できていると理解をしております。川上委員の質問にもつながるかと思いますが、仮にこの負担金という支援を中止した場合、市民生活にどのくらいの影響が生じる可能性があるのか、お尋ねいたします。

○地域公共交通対策課長

県内の各地におきまして、民間路線バスの廃止等が進んでいる状況をお聞きすることもございますけれども、本市におきましては、全路線バスの赤字補填を実施することとなった令和3年度以降、市内のローカル線が廃止することなく運行を継続しております。

運行事業者からは、現状の支援が実施されている状況においては、いわゆる赤字ということで、本市内の路線を廃止する予定はないと考えている旨のお話をお聞きしております。一方で、負担金等の支援が途絶えた場合には、路線バスの運行継続は難しくなるという趣旨のお話もお聞きしております。

本市全体の公共交通事業の運行状況や利用状況を鑑みますと、現在の住民輸送におけるサービス水準を確保維持するためには、現在の民間路線バスの確保維持は重要であり、赤字補填、この支援金の支出は継続する必要があると考えております。

○藤堂委員

民間の力は非常にありがたいものだと思っております、できれば継続した民間運営を望んでおります。民間は民間で企業努力が必要かとは思いますが、人が減って、利用者が減って、利益が取れなくなると、撤退というのは至極真つ当な経営判断だと思います。ただ、地方自治体もうまく共存していくことで、市民の移動手段の確保に大きく役立つものと思いますので、他市でも民間が撤退するといった事案も起きております。対岸の火事ではないと理解しておりますので、路線経路の精査は必要ですけれども、今後も民間事業者の支援を継続していただいて、本市の路線バスの確保維持に努めていただきたいと思います。ただ、相手方がいることなので、そこは建設的に密にコミュニケーションを取ることが望ましいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、８６ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の８６ページ、移住支援事業助成金についてお尋ねします。令和６年度の当初予算額１６６０万２千円と比較して、来年度予算が３５６０万６千円と、２倍以上の予算額となっておりますが、予算額はどのように積算されたのか、お尋ねします。

○総合政策課長

移住支援金の交付件数は、年度を追って増加傾向にありまして、令和６年度におきましても当初予算額を大幅に上回る交付が見込まれていたことから、９月補正予算において増額補正させていただきました。

令和７年度の当初予算額の積算につきましては、その際の見込み件数を基にして算出した見込額を計上したのとなっており、当初予算額と比較した場合に倍増しているという状況になったものでございます。

○赤尾委員

では、本事業費の財源をお尋ねします。

○総合政策課長

本事業の財源につきましては、県の補助が４分の３でございますので、市の負担については事業費の４分の１となっております。

○赤尾委員

交付決定件数が増加しているということは、本市への移住人口が増加しているということで、大変喜ばしいことだと思います。こういうことには予算を十分に確保していくべきだと思いますし、お願いします。

また、関係部署と連携を図り、定住人口の増加にもつながるよう取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

続きまして、同じく８６ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

同じく定住化促進事業費について質問します。初めに移住支援事業助成金ですけども、これの対象となる要件について、まず具体的にお示しください。

○総合政策課長

移住支援金の対象となるためには、居住期間の要件と就労に関する要件の両方を満たす必要があります。

まず、居住期間の要件につきましては、本市に住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上県外に居住しており、かつ直前に連続して1年以上県外に居住していること。また、本市に住民票を移して1年以内に支援金の申請が必要となっております。

次に、就労に関する主な要件として、福岡県が運営する就業マッチングサイト等を活用し、移住後に新規に就職または起業した方が対象となります。なお、この制度は、大都市圏における人口の集中を解消することを当初の目的としていることから、移住元が東京圏、名古屋圏、大阪圏の3大都市圏以外の県外である場合は、対象となる職種が保育士、看護師、農林漁業などのいわゆる人材確保困難職種等に限られており、移住元によって就労面での要件が異なっております。

また、東京圏からの移住者に限り、本市が独自に設けている関係人口という区分により、過去に本市での居住履歴が1年以上ある方、または市内3大学に在学履歴がある方で、県内の事業所に就職または市内で起業した方も、さきに申しました居住期間の要件を満たしておりますら、支援金の対象となります。

○田中武春委員

それでは次に、この助成金については、単身の方が60万円、2人以上の世帯については100万円、また18歳未満の子どもがいる世帯は、子ども1人につき100万円の加算がある制度内容だと思いますが、この金額の根拠について教えてください。

○総合政策課長

この移住支援金制度は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、福岡県が制度化している補助事業であり、助成金額につきましては、福岡県の要綱で定められており、当該要綱に基づき本市で要綱を定めて助成しているものとなっております。

○田中武春委員

では、当初予算で見込まれている以上に、助成金の対象となる移住者の方が増えて、予算額を超えるような状況になった場合の対応をどうするのか、お伺いいたします。

○総合政策課長

本市の移住支援金は、要綱において予算の範囲内で交付すると定めておりますが、交付額については、先ほども答弁しましたが、福岡県からの補助金が4分の3、そちらを財源としておりますことから、予算を超えそうな状況となりましたら、予算の執行に当たって、県との協議・調整が必要となる場合がございます。

したがいまして、本市としては、予算の範囲内でできるだけ多くの移住者の方にこの支援金制度をご活用いただきたいと考えておりますが、県内全体の交付額が県の予算額の上限に達した場合には、年度途中であっても、申請の受付を停止せざるを得ないこともございます。

○田中武春委員

交付額が県の予算額の上限に達した場合は、申請の受付を停止せざるを得ないこともあるのですが、対象者となる市民がその助成金を受けられなくならないように、早め早めに県との協議・調整をやっていただくよう要望しておきます。以上です。

○委員長

次に、87ページ、地域振興費、その他の地域振興費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

当初予算資料14ページ、まちづくり協議会活動推進事業費についてお尋ねします。まちづ

くり協議会補助金3597万7千円の趣旨についてご説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会による住民主体の積極的な参加によるまちづくりを図る事業、自発的な活動に要する経費に対して、予算の範囲内で支援するものです。

○石川委員

予算の考え方についてお尋ねします。

○まちづくり推進課長

補助金につきましては、均等割をベースに、自治会数、人口数を積算金額の基とし、まちづくり事業計画に沿った事業について、支援金を加算して積算しております。

○石川委員

補助金の各地区への配分はどのような方法でされますか。

○まちづくり推進課長

均等割をベースに、地区内の自治会数、地区内の人口数を積算し、この積算金額を基に各地区のまちづくり事業計画の中で、事業の必要性、新規事業、地区課題への効果など内容を精査し交付を決定しております。そのため、交付金額は各地区で異なっております。

○石川委員

どのような事業が補助金の対象になりますか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会が実施する公益性のある事業及び地域の課題に取り組む活動などを交付の対象としております。具体的には、地域の防犯・防災活動や環境美化、体育活動、青少年の育成、福祉に関する活動や住民の触れ合いの場の創出に関する事業などを対象としております。

○石川委員

まちづくり事業計画とは、どのような計画ですか。

○まちづくり推進課長

まちづくり事業計画の内容は、各地域の要望や実情によってそれぞれ異なります。主に世代間交流や防犯・防災、交通安全などの活動、スポーツ、環境美化活動、親睦・交流等の事業計画を、毎年度作成しております。

○石川委員

資料を要求させていただきました。事業概要、まちづくり協議会の補助金の概要の資料、よく分かる資料をありがとうございました。12地区のまちづくり協議会へまちづくり事業計画に沿った事業を支援するために交付する補助金で、交付金額は自治会数や人口を基に算出されるので、12地区の地域によっては、交付金額が異なるということでしょうか。

○まちづくり推進課長

はい、そのとおりです。

○委員長

同じく87ページ、地域振興費、その他の地域振興費について、金子委員に質疑を許します。

○金子委員

同じくまちづくり協議会の活動推進事業費についてお尋ねいたします。先ほど石川委員のほうから、趣旨や予算の考え方、また、各地区への配分方法について説明していただき、大変よく分かりました。

そこで、もう少しお聞きしたいことは、各地区のまちづくり事業費は、それぞれについて考えられるということですが、どのような協議を経て作成されるのか、説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長

○委員長

次に、８８ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の８７ページ、電算管理費についてお尋ねします。当初予算資料は１４ページです。まず、本事業の概要をお尋ねします。

○情報管理課長

国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律と、デジタル社会の実現に向けた重点計画により、市町村に情報システム標準化とガバメントクラウド利用を、令和７年度末までに実施するよう義務づけました。システムの利用については、５年に１度のリプレースが標準的な運用となっております。

本市において利用しているシステムについては、現行の契約が令和７年１２月までとなり、本業務委託により、システムリプレースに併せて、標準化対応システムの構築とガバメントクラウドへの移行を実施するものです。

○赤尾委員

システムの標準化という答弁がございましたけど、この内容についてお尋ねします。

○情報管理課長

住民基本台帳や戸籍等、全ての市町村が行っている業務があります。これらの業務については、同じ法律に基づく業務であるにもかかわらず、それぞれの市町村が業務をやりやすいように独自のカスタマイズを行い、全く別のシステムで業務を行っている状況となっております。そのため、各種法改正時のシステム改修が発生した場合には、市町村が個別対応し、その差異調整が市町村の負担となっております。

そこで、標準仕様書を国が作成し、標準的なシステムをベンダーに構築させることで、システムに係る市町村の負担を軽減し、データ連携を容易にすることを目指した取組となっております。また、システムを標準化することで、データ形式や事務フローが統一化され、住民サービスの向上や、自治体ＤＸ等の取組を容易に導入可能になることも見込まれます。

○赤尾委員

では、業者に発注されると思いますけど、その業者選定についてお尋ねします。

○情報管理課長

これまでのシステムリプレースについては、各自治体がそれぞれのタイミングで実施してきたため、ＩＴベンダー側のＳＥへの負荷は分散されておりました。しかしながら、今回のシステム標準化については、法で対応期限が定められているため、全国の自治体が一斉にシステム構築対応を行わなければならないという状況であり、ＳＥリソースが不足することが想定されます。実際、昨年度、全国のベンダーに対し、情報提供依頼、これはＲＦＩと言いますが、このＲＦＩを行いました。現行ベンダー以外からの提案がなく、ほかのベンダーでは対応が困難な状況であることが判明しております。

この状況下でのリプレース事業者選定に関して、プロポーザル方式での選定も検討しましたが、予算確保や仕様書作成に期間を割かれてしまうこと、さらにＲＦＩの結果により、現行ベンダー以外のベンダーがプロポーザルに参加できない可能性が高いことから、限られた期限内で十分な移行期間を確保して、標準化システムの安定稼働を実現させるため、現行ベンダーとの随意契約が適切であると判断しております。

随契の理由としましては、地方自治法施行令第１６７の２第１項第２号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」としております。

○赤尾委員

２億７４２１万７千円と事業費が莫大ですけど、この財源についてご説明をお願いします。

○情報管理課長

標準システムとガバメントクラウドへの移行について、国は、その費用をデジタル基盤改革支援補助金にて10分の10を補助しております。飯塚市においても、当該事業実施に当たりまして一般財源の持ち出し等はありません。

○赤尾委員

ありがとうございました。この質問を終わります。

○委員長

続きまして、同じく88ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の88ページ、地理情報システム構築委託料についてお尋ねします。予算資料の14ページです。地図情報を統合型GISに一元化し、インターネット上に地図情報を公開する公開型GISを導入するものとありますが、この事業の概要について、お尋ねします。

○業務改善・DX推進課長

統合型GISにつきましては、現在、紙ベースで管理している地図情報や、それぞれの部署が個別のGIS、地理情報システムで利用しているデータを一元化して維持管理することにより、庁内で横断的にデータを共用できるようにするシステムになっております。

また、公開型GISにつきましては、行政が持つ地図情報のうち、公開できるデータをインターネット経由で広く一般に公開するシステムになっております。公開型GISで公開する情報といたしましては、防犯・防災情報、福祉・医療情報、公共施設、都市計画等の情報を想定しているところでございます。

○赤尾委員

このシステムを構築することによって、市民の利便性の向上や業務の効率化につながるということでよろしいのでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

公開型GISの導入によりまして、現状、市役所にわざわざ来庁して確認をしていただいている情報が、インターネット経由で、時間を問わず確認できるようになるため、市民の皆様や、事業者の皆様の利便性の向上につながるものというふうに考えております。なお、市民や事業者が必要としている情報をできるだけ多く公開することによって、職員が窓口で対応する時間が削減することも期待されます。

一方、業務の効率化で申し上げますと、統合型GISの導入によって、今まで複数のシステムのデータを見比べながら確認していたものが、1つのシステムで重ね合わせて確認をすることができるようになるため、事務の効率化につながるものと考えております。

また、情報が一元化されることによりまして、部署を横断した迅速な情報共有が可能となるため、災害対応など迅速な対応が必要な場面での活用が期待できるものと考えているところでございます。

○赤尾委員

では、本事業費の8086万7千円の財源についてお尋ねします。

○業務改善・DX推進課長

地理情報システムの構築に当たりましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用することといたしております。交付率は2分の1となっており、3498万8千円を見込んでおります。残りにつきましては、一般財源となっております。

○赤尾委員

ありがとうございました。この質問を終わります。

○委員長

次に、89ページ、電算管理費、その他の電算管理費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の８９ページ、これも予算資料としては１４ページです。電算管理費についてお尋ねします。本事業の概要をまずお聞きます。

○情報管理課長

本事業につきましては、住民基本台帳等の基幹系システムのリプレースに併せて実施する職員が利用するパソコンを購入する事業となります。システムリプレースのサイクルは５年ごとであり、基幹系システムを利用するパソコン全てに加えて、グループウェア等の内部情報系のデスクトップパソコンも一部購入する必要があるため、多くのパソコンを購入することとなります。

○赤尾委員

本市では、財政面で不安がいろいろさやかれておりますが、なぜこの時期に実施しなければいけないのか、理由をお尋ねします。

○情報管理課長

基幹系業務システムで利用する端末は、各種システムの設定や動作確認等が必要です。そのため、５年ごとのシステムのリプレースに併せて端末をリプレースする必要があるとございます。

○赤尾委員

では、財源をお尋ねします。

○情報管理課長

先ほどの標準化システムの構築と違いまして、端末の購入に対する国の補助金はございません。そのため、全て一般財源にて事業を実施いたします。本事業は、基幹系システムのリプレースに併せた端末更新であり、基幹系システムの安定稼働のためには必須であると考えております。また、端末が新しくなることで、機能強化により職員の業務の効率化も期待できます。

○赤尾委員

例えばリースによる支払いの平準化とか、そういうことは考えられないのでしょうか。

○情報管理課長

この件は具体的にリースを検討したことがございませんので、一般論での答弁にはなりません。リースにはセキュリティ一面と、費用面の課題があると考えております。

まず、セキュリティ一面ですが、令和元年に、神奈川県庁がリースしていたサーバーのハードディスクがリース業者によって不正に転売され、個人情報流出した事件が発生しております。購入パソコンの廃棄においても同様ですが、シリアル番号等による個体管理徹底の必要性を考えさせられる事件だったと認識しております。

本市においては、今回１３００台程度のパソコンを一斉にリプレースすることになりますので、リース期間終了後、短期間でこれらのチェックを行うと想定すると、チェック漏れが発生する可能性が高くなると考えられます。

また、費用面につきましても、リース契約では、支払いは平準化されますが、リース料が発生することとなり、契約期間全体で考えると費用は大きくなってしてしまいます。これらのことから、購入するという手段を取らせていただいております。

○赤尾委員

説明でよく分かりました。この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １４：０１

再 開 １４：１０

委員会を再開いたします。

８９ページ、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費について、川上委員の質疑を許しま

す。

○川上委員

追加資料の３５ページ、３６ページについて説明をお願いします。

○土木管理課長

まず、この交通安全施設整備事業は、国の交通安全対策交付金を財源として、道路反射鏡、転落防止柵、外側線等の交通安全施設を整備し、道路の交通環境の向上を図るとともに、交通事故の発生を防止することを目的としているものです。

提出させていただいた資料は、当該事業の交付金の推移及び今後の計画について示しております。過去１０年間の交通安全対策交付金の推移といたしましては、年度ごとに多少の増減がございますが、平成２７年度の３０７６万３千円をピークに交付金が減少傾向にあり、令和７年度の見込額は１７５０万円となっております。また、令和７年度の事業の実施箇所として、資料の一覧表に挙げております４４か所を予定しております。

○川上委員

新年度は、事業としては道路反射鏡、転落防止柵、外側線、それぞれ何か所の予定ですか。

○土木管理課長

道路反射鏡は２２か所で、外側線が６か所でございます。転落防止柵が１６か所でございます。

○川上委員

間違いないですか。

○土木管理課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

ピーク時は２０１５年、３７６３万円なんですけど、少しずつ減ってというようなことでしたけど、どれくらい減ったと思いますか。

○土木管理課長

ピーク時の平成２７年度の３０７６万３千円から令和７年度の予算額１７５０万円までの差としましては、１３２６万３千円の減で４３％の減となっております。

○川上委員

逆に言えば５６．８％になっているんですね。それで、安全対策上なくてはならない事業だと思うけども、この差額の分だけ危険防止が放置されているということにはなりませんか。

○土木管理課長

本事業は国からの交付金を財源とした事業であり、限られた予算の範囲内で事業を実施することから、事業箇所の選定に当たっては、地域や教育委員会からの要望を踏まえて、緊急に対応しなければならない箇所から優先的に対応しております。

また、軽微な補修などについては、土木管理課の職員による対応により安全対策を講じております。

○川上委員

特別交付金がこのように減っていることについて事情が分かりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １４：１４

再 開 １４：１５

委員会を再開いたします。

○土木管理課長

国の交付金でございますので、ちょっと分かりかねます。

○川上委員

自民党の総理大臣がアメリカに言われて、歴代首相が軍事費、軍事装備をね、ミサイルとか、飛行機とか、そういうのを爆買いしている影響があるのではないかと心配するわけですね。

しかし、交通安全対策はしないといけないわけでしょう。この差額1326万2千円、これだけで足りるかどうかはあるけども、少なくとも、そのときまで戻そうとすればですね、この額が、別途、市の独自財源で必要ではないかと思うけど、このお金がどれぐらいのボリューム感かなと思うんですけど、新しい人権啓発センターを、九州工業大学の向かい側につくる話がありますね。あれはおおむね幾らですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:16

再 開 14:18

委員会を再開いたします。

先ほどの川上委員の質問は、総括でよろしく願いいたします。ほかの質問をお願いいたします。

○川上委員

おおむね12億円なんです。先ほど言った1326万2千円は12億円と比べると、どれぐらいのボリューム感ですか、何%になると思います。

○土木管理課長

約1.5%でございます。

○川上委員

1.1%なんです。それでね、ということは100年分、ピーク時との差額を市独自財源で埋めていこうとすると、100年分ぐらいのお金が、今、目の前を通り過ぎようとしているわけですね。その100年という数字は確認できますか。

○土木管理課長

その件については、ちょっと分かりかねます。

○川上委員

1326万2千円割る12億円。

○土木管理課長

1.1%でございます。

○川上委員

じゃあ100年分ですね。その数字はいいですね。今、質問しました。

○委員長

川上委員に申し上げます。今の質問は直接、土木管理に関係ございますか。100年分という話でしたけども。それが土木管理に何か、土木の事業として——（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 14:21

再 開 14:22

委員会を再開いたします。

○土木管理課長

100年の期間ですが、物価高騰とか人件費の高騰がありますので、きっちり100年分になるかは、ちょっと分かりかねます。

○川上委員

計算上は100年分ということを認められたと思いますけど、そうするとね、あなた方は今度、新年度予算で先ほど言ったような整備をしたいということだったけど、地元の要望をずっ

と記録しているでしょう、どのぐらいありますか。

○土木管理課長

今、手元に資料がありません。

○川上委員

手元に資料なくても、何件ぐらいあるというのは記憶にないですか。

○土木管理課長

それについても、ちょっと資料がありませんので。

○川上委員

それをやろうとすれば、年次計画でやろうとすれば、全体でどのくらい財源が必要と思われますか。

○土木管理課長

特段試算はしておりません。

○川上委員

市長、人の命に関わることですよ。今朝も徳前大橋前で事故があっていましたね。それが外側線がないせいかどうか分かりません。だけど、人の命に関わる事業、特別交付金が減少しています。4割も減っているのに、そうですかと、その範囲の中で安全対策やってくれというわけにはいかないと思うわけですよ。そう考えればね、それ以外に、新年度にやる事業以外に、いっぱい地元の要求があるわけですよ。危ない、危ない、危ないということで。これを明らかにして、補正でも何でもやって、年次計画をつくって、足りない分は市独自財源を投入して、安全確保を大急ぎでやるべきではないかということを指摘しておきたいと思います。

○委員長

次に、92ページ、男女共同参画推進費、その他の男女共同参画推進費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、男女共同参画プラン策定事業費についてお尋ねいたします。この男女共同参画推進プラン策定のスケジュールについてお示してください。

○男女共同参画推進課長

第2次飯塚市男女共同参画後期プランにつきましては、令和8年度末に計画期間が終了することから、令和9年度を初年度とする次期飯塚市男女共同参画プランを策定する予定でございます。

具体的には、令和7年度に市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査を実施し、令和8年度に市民意識調査等の調査結果から見えてくる課題や自由意見等を踏まえ、関係部署や関係団体等との意見交換を行いながら、次期プランを策定する予定としております。

○金子委員

来年度、市民意識調査と女性の労働状況に関して事業所の調査を実施して、令和8年度に調査結果から見えてくる課題や自由意見を踏まえ、各部署で関係団体との意見交換会を踏まえて、プランを策定するということですが、この調査項目は、どのように決めるのか、その内容についてお示してください。

○男女共同参画推進課長

令和7年度に実施予定の市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査の調査項目につきましては、飯塚市男女共同参画推進委員会等においてご意見を頂きながら、本年4月以降に作成を予定しているところでございます。

○金子委員

現在、第2次飯塚市男女共同参画後期プランが策定され、3年目となっております。現時点で把握されている課題について、どうお考えでしょうか。

○男女共同参画推進課長

男女共同参画の推進に関しましては、第2次飯塚市男女共同参画後期プラン等に基づき全庁を挙げて取り組んでいるところでございますが、令和7年度には市民意識調査等を実施する予定としており、5年間の取組に対しての成果や課題等が見えてくるものと考えております。

現時点におきましては、固定的性別役割分担意識の解消や女性活躍推進の取組、配偶者等からの暴力や性暴力の防止、政策・方針決定の場への女性の参画の促進など、解決しなければならない課題が多くあると認識しております。

その中の一つである女性に対する暴力に関しましては、その背景に、男らしさや女らしさといった固定的な性別役割分担意識や、男女間の経済力の格差など、男性優位な社会構造が影響しているとされており、DV関連の相談、面談件数も、令和4年度138件、令和5年度185件、令和6年度は、本年2月末時点で174件と年々増加傾向にございます。

さらに令和6年4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、困難な問題を抱える女性への支援も引き続き必要な状況にございますので、相談者の意思を尊重しながら、関係各課と連携し、支援体制の強化を図っているところでございます。

○金子委員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、計画策定は市町村の努力義務になっております。計画策定については、どのようにお考えでしょうか。

○男女共同参画推進課長

令和6年4月より困難な問題を抱える女性からの相談にも対応しており、本年2月末時点で8件の相談がっております。このような状況を踏まえ、令和8年度に策定予定の次期プランの中で、男女共同参画計画、市町村女性活躍推進計画、DV対策基本計画とあわせて一体的に取り組めるよう策定することで考えております。

○金子委員

3月8日は国際女性デーということで、各メディア等でジェンダー平等という言葉がよく聞かれるようになってきました。この3年間で、遅々としてはおりますが、かなり進んでいる面もあるのではないかなというふうに考えております。飯塚市の取組も全国レベルに近づけるようにしっかり頑張っていただきたい。

特に、本人の立場に寄り添って、相談に応じて様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じた包括的な支援が実施できるよう、ぜひ進めていっていただくよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、93ページ、男女共同参画推進費、その他の男女共同参画推進費について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

引き続き、男女共同参画推進費について、その他の男女共同参画推進費について質問します。1つが女性のための相談事業です。男女共同参画推進センターサックスでは、女性のための相談事業が行われていますが、具体的にどのような相談体制を取られているのか、お示してください。

○男女共同参画推進課長

女性のためのサックス相談では、福岡県弁護士会所属の女性弁護士による法律相談を毎月2回、女性相談員による一般相談を毎月4回、県労働者支援事務所の相談員による職場の悩み相談を毎月1回、福岡県ママと女性の就業支援センターの就業アドバイザーによる就業支援相談を毎月1回という形態で、4つの相談事業を実施しており、市内に在住、在勤及び在学している女性が抱えている悩みや問題について、それぞれ面談形式でお話をお聞きし、問題解決に向けたアドバイスなどを行っております。

○田中武春委員

面談形式でお話を伺っているとのことですが、それでは、サックス相談における過去３年間の相談の実績等が分かりましたら、お示してください。

○男女共同参画推進課長

過去３年間の相談実績に関しまして、令和３年度から５年度の３年間についてお答えをさせていただきます。

法律相談につきましては、令和３年度３２件、令和４年度４６件、令和５年度５９件となっております。

一般相談につきましては、令和３年度４２件、令和４年度３７件、令和５年度３６件となっております。

職場の悩み相談につきましては、令和３年度０件、令和４年度、令和５年度ともに１件でございます。

最後に、就業支援相談につきましては、令和３年度０件、令和４年度１件、令和５年度０件でございます。

○田中武春委員

主な相談内容について質問しますが、このサックスの相談のうち、特に目立ちます法律相談と一般相談について、主な相談内容等はどのようなものがあるのか、お示しいただけますか。

○男女共同参画推進課長

令和５年度の実績で申し上げますと、法律相談は５９件で、主な内容としましては、夫婦間トラブルが１６件、約２７％。相続に関する相談が１３件、約２２％となっております。

また、一般相談は３６件で、主な内容としましては、離婚をはじめとする夫婦間の問題が１６件、約４４％。次に、親子を含む親族に関する問題が７件、約１９％となっております。

○田中武春委員

それでは、市民からの相談を受けて、本市としてどのような対応を取り、また、その問題の解決に取り組まれたのか、お示してください。

○男女共同参画推進課長

サックス相談では、女性の弁護士や相談員が様々な悩みや問題を抱える女性の立場に立って相談に応じ、専門知識を持って相談者に寄り添いながら対応しております。

相談内容に応じて市の支援が必要な場合は、当課をはじめ複数の関係課や関係機関と連携し、相談者の意思を尊重しながら、相談者の抱える問題や状況に応じた様々な支援を行っているところでございます。

○田中武春委員

大変重要な取組だと思いますが、女性からの相談についてはですね、家庭内の不和やいざこざ、夫婦のもめごとや離婚問題、また、夫や家族の暴力、結婚や異性問題、近隣や職場での対人関係等の悩みの相談が多いと聞いております。特にＤＶの問題につきましては、命に関わる問題でありますので、ぜひ、この相談事業を、今後とも継続的に取り組んでいただくよう要望して終わります。

○委員長

次に、９６ページ、交流センター費、交流センター運営事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算資料１５ページ、公共施設予約システム等整備事業費について質問いたします。公共施設予約システム更新及びキャッシュレス決済システム導入に係る経費が、予約システム更新委託料１５６万円、キャッシュレス決済サービス利用料１５２万９千円とありますが、この事業概要について説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

現在、本市における公共施設利用に係る予約申請につきましては、紙ベースでの予約や窓口での現金払いで運用を行っております。また、現在、利用している予約システムは導入後10年以上経過しており、インボイス制度等の新たな制度にも対応できておりません。

今回、新たなシステムを導入することで、オンラインによる時間にとらわれない予約や、リアルタイムに各種帳票を出力できるため、利用者の利便性向上につながるものと考えております。

また、使用料の収納につきましては、窓口でのキャッシュレス決済を可能とし、利用者の支払いの選択肢を増やしていきたいと考えております。

○石川委員

システムを導入する予定施設について説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

イイヅカコミュニティセンター、スポーツ施設23施設、交流センター13施設、男女共同参画推進センターの計38施設での使用を想定しております。

○石川委員

事業のスケジュールについて説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

令和7年10月までに、業者の決定とシステムの構築を完了し、12月までに運用テストを行い、令和8年1月からの運用開始を想定しております。

○石川委員

今後のスケジュールは、夏までに業者を選定し、8月から10月でそれぞれのシステムを構築して、年内に運用テストを開始して、年度内に本格的に運用を開始する予定で、間違いはないでしょうか。

○まちづくり推進課長

はい、そのとおりです。

○石川委員

新しいものを導入するので、今までのシステム以上に利便性が高まると思います。ですが、窓口で予約や現金決済ができる対応もなくすことなく、柔軟な対応をよろしくお願いします。

○委員長

続きまして、同じく96ページ、交流センター費、その他の交流センター費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算資料16ページ、予算書96ページ、その他の交流センター費、交流センター指定管理者制度導入推進事業費についてお尋ねします。この実績についてご説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

指定管理制度導入につきましては、説明会を12地区まちづくり協議会に対し実施するとともに、導入を検討する地区と詳細協議や先進地の視察を行ってきました。

現在、二瀬地区と幸袋地区におきまして、令和8年4月の指定管理者制度導入に向け、地域の意見を反映させるためのワーキング会議やまちづくり協議会主催の市民説明会において、指定管理者制度導入の目的や地域の皆様の理解促進に努めております。

○石川委員

課題はありますでしょうか。課題についてご説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

交流センターの指定管理者を地区まちづくり協議会が行うことで、地域主体の運営による住民ニーズに即した柔軟な対応や、地域コミュニティの活性化が期待できるものと考えており

ます。一方で、安定した運営には、施設管理の専門性や財政基盤の確保、人材の継続的な育成が課題となります。また、公平性や透明性を確保し、地域の皆様に開かれた施設運営を行うことが重要です。

こうした課題を踏まえつつ、協議会の体制強化や行政の支援策を検討しながら、よりよい地域運営の在り方を協議していきたいと思っております。

○石川委員

施設管理の専門性や財政基盤の確保、人材の継続的な育成が課題ということですが、指定管理制度導入は、市にとって経費の削減を図る目的もあると思うのですが、交流センターにおける指定管理委託料についてどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長

交流センターの指定管理料につきましては、単なる経費削減でなく、これまでと同一水準の経費を実施していく方針です。これは、地域主体の運営によるセンターの機能向上や、地域コミュニティの醸成という成果を生み出すためには、安定したサービスの提供、地域雇用を維持できる環境づくりが重要だと考えております。

○石川委員

本市の財政状況が厳しい中、この事業の将来的な見通しはどうなっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長

本市の財政状況が厳しい中におきましても、施設の適正な維持管理や利用者の支援、各種講座などの継続的に地域の皆様が安心して利用できる環境を維持することが重要であると考えております。財政状況を重視しつつ、維持持続可能な施設運営と地域まちづくり協議会の組織強化に努めてまいりたいと思っております。

○石川委員

それでは、今後の方針についてご説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

まずは、令和8年4月からの先行地区で運営を開始し、その成果や課題を検証しながら、協働のまちづくりの視点を大切に他地区への参考となるように進めていきます。各地区の実情や意向を尊重しつつ、成功地区の事例を共有し、導入に向けて行政と地域が連携しながら、協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

○石川委員

飯塚市協働のまちづくり推進条例には、第11条（協働の推進）市民等、活動団体及び市は、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれの特徴をいかし合いながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを推進するよう努めることとあります。答弁の中でも、努力されると言われておりました持続可能な施設運営と平等で対等な関係の協働のまちづくりの推進を、どうぞよろしくお願いします。

○委員長

次に、97ページ、諸費、防犯対策事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

予算書97ページの防犯対策事業費についてお尋ねします。防犯灯については、令和5年度にリース事業が終了しておりますが、現在は制度的にはどのようなになっているのか、お尋ねします。

○防災安全課長

防犯灯の現行制度についてでございますが、リース後の防犯灯で、自治会が設置されているものにつきましては、原則、自治会にお返しするという方向性の中で、令和5年度から自治会連合会理事会の自主防災部会を窓口、今後の制度の在り方を協議しているところでございます。

この在り方につきましては、遅くとも令和9年度までには決定することで現在進めておりますので、最長で令和9年度まではリース事業と同様の制度の中で、市によります故障等の不測の事態等の対応をしているところでございます。

○土居委員

それでは、防犯対策事業費のうち、防犯灯設置等委託料660万円について、その内訳や設置予定数、また、設置場所についてお尋ねします。

○防災安全課長

防犯灯設置と委託料の内訳でございますが、設置予定数が、新設につきまして60灯、取替えにつきましては40灯、移設が30灯、修繕が80灯というふうな内訳でございます。全体で210灯の計上でございますが、このうち60灯が市の設置分、また、残りの150灯につきましては、自治会等が設置されてある分というふうな形で予算を計上しております。

また、場所につきましては、年度内に発生した事実に基づきまして、取替え等を行う予定としておりますので、現段階で特定の場所があるわけではございません。

○土居委員

それでは次に、各所防犯灯柱等設置工事90万円についてお伺いします。これは防犯灯のポールを設置する工事だと思われそうですが、対象となる工事については、行政独自の判断によるものなのか、または地域の要望によるものなのか、お尋ねします。

○防災安全課長

ポール柱、いわゆる鋼管柱というものでございますけども、これにつきましては、強風によるものや腐食等により倒壊するおそれがございますため、現在、防犯灯は九電柱やN T T柱への共架柱のほうへの設置を原則としております。

ただ、この各所防犯灯柱等設置工事費につきましては、市が設置しているポール柱、鋼管柱につきましては、腐食等により倒壊のおそれがあるもの、また、建て替えや撤去に要するものを、この分として計上しており、自治会が設置する防犯灯につきましては、この数には上がっておりません。

○土居委員

それでは、現在の防犯灯の設置数はどのくらいなのか、お尋ねします。

○防災安全課長

この防犯灯の設置数につきましては、令和5年度末、市が把握しております数字でございますけれども、市の設置分、こちらが約2700灯、自治会等が設置されております分が9800灯、全体数が1万2500灯となります。そのうち、ポールに設置してありますものにつきましては、市の設置分、いわゆる市のポール分ですね、こちらが463本、また、自治会等の設置数につきましては、2399本というふうに把握しております。

○土居委員

今後も防犯灯については、市民の方々からいろいろな相談や要望が寄せられてくるかと思えますので、市民の安心安全確保のため、親切丁寧、そして迅速にご対応いただきますよう、よろしく願います。

○委員長

同じく97ページ、諸費、防犯対策事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

私も、防犯灯対策事業費についてお尋ねいたします。先ほどのご答弁で、市が約2700、自治体が9800で、全体で1万2500とお聞きいたしました。その本数なんですけれども、今後、何らかの計画等で防犯灯の本数を減らすようなことはございますでしょうか、お尋ねいたします。

○防災安全課長

今、お尋ねの減数等の計画につきましては、そのような計画は現在のところございません。

○藤堂委員

防犯灯の今後について、現在、自治会連合会の自主防犯部会との協議中と理解をしておりますが、一部議員も要望しております、仮にこの防犯灯の維持管理を市が全て行った場合、防犯灯の本数はどうなるのか、お尋ねいたします。

○防災安全課長

仮にというふうな形でお答えさせていただきますが、市が防犯灯を全て管理していくようになりますと、少なくとも、現在、自治会等の要望による新設の防犯灯については、設置の必要性が検討される。また、その全てを設置することは困難になるというふうに考えておるところでございます。併せて既存の防犯灯につきましても、基準に沿ったところでの見直しが行われるということも考えられるというふうに把握しております。

○藤堂委員

自治会からの声を様々聞いていますと、防犯灯に関して問題がいろいろ生じているという理解をしております、よければ防犯灯代に関しては市が持ってほしいなと、私個人としては思っておりますが、仮にもしそうなった場合なんですけれども、ご答弁いただきましたとおり、私も全体の本数の見直しが必要だろうと考えております。

地域に設置している防犯灯、乱立している所もあれば、少ない所もあったり、偏在しておりますので、市が仮に持つのであれば、公平性などを鑑みると、防犯灯の整理は当然必要かと思っております。丸っと今のまま持ってくれというのは、難しいので、どうかと思いますので、今後そのような話や方向性になれば、ご協議いただければと思います。以上です。

○委員長

次に、同じく 97 ページ、諸費、自治会運営事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは、私のほうから行政協力員等について何点か質問します。まず、この行政協力員等について説明のほうお願いしたいんですが。

○まちづくり推進課長

各自治会及び各隣組の住民の総意に基づき推薦された自治会長及び隣組長に対し、市報等の配布や地域との連絡調整、災害時の対応など、市の業務の一部を担っていただくため、自治会長を行政協力員、隣組長を行政協力補助員として事務を委嘱しております。

○田中武春委員

自治会長が行政協力員、隣組長が行政協力補助員ということで事務を委嘱しているとのことですが、飯塚市は自治会長に対して行政協力員として市の事務の一部を委嘱しておりますけれども、現在の行政協力員及び行政協力補助員の人数が分かれば、お示してください。

○まちづくり推進課長

現在、行政協力員は 270 名、行政協力補助員は 2726 名となっております。

○田中武春委員

それでは次に、謝礼金の算定方法なんですけれども、1 人当たりの謝礼金についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

飯塚市行政事務の一部を委嘱する規則に基づいて、行政協力員への謝礼金は、平等割として一律月額 1 万 500 円、併せて毎月配布していただいています市報等の配布件数等に応じ、1 世帯当たり月額 98 円を支給しております。

また、行政協力補助員の謝礼金につきましては、平等割として一律月額 830 円、市報等の配布につきましては、1 世帯当たり月額 54 円を支給しております。

○田中武春委員

よく分かりました。昨年の決算特別委員会でも要望させていただきましたが、この行政協力員の皆様の謝礼金が、今、物価も上昇していますし、人件費も上昇している中で、たしか平成18年の合併時から1度も見直しが行われていないというふうに記憶をしております。

行政協力員は市報等の配布、市事業等の連絡調整、災害時等の対応、それから高齢者等の見守り活動など、自治会活動を支えていただいております。また、合併当時からと比較しましても、自然災害、交通安全、防犯の抑止など、安心安全を揺るがす困難な課題が年々増加をしているとともに、行政からいただく自治会への依頼業務も増加傾向にあります。

謝礼金の額については、現在の業務量に対してその対価が適正であるのか、見直しの検討を行っていただくよう、再度要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、98ページ、諸費、空家等対策事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

それでは、空き家等対策事業費についてお尋ねします。まずは空き家等とは、どのような定義になっているのか、お尋ねします。

○建設政策課長

空き家等の定義につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項におきまして、「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と定義されております。

○土居委員

それでは次に、飯塚市における空き家等対策において対象とする空き家等はどのようなになっていますか。また、対象となる空き家については、居住可能な空き家であるのか、または老朽化した危険空き家であるのか、併せてご答弁をお願いします。

○建設政策課長

本市では、令和5年4月に改訂いたしました飯塚市空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進しているところでございます。

当計画におきまして、対象とする空き家等につきましては、先ほどの空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定された空家等のうち、一戸建ての住宅、併用住宅、及び同法第2条第2項に規定された特定空家等、並びに飯塚市空家等の適切な管理に関する条例第1条第1項に規定された部分空家等、及び同条例第1条第2項に規定された特定部分空家等となっております。

また、空き家等対策におきましては、居住可能な家屋、老朽化して危険な家屋等を問わず、規定に該当する全ての空き家等が対象となっております。

○土居委員

それでは次に、過去3年間における本市の空き家対策における処理件数として、住民等からの相談件数、また、相談のあったもので解決に至った件数などについてお伺いします。

○建設政策課長

それでは、本年度を含む過去3年間の状況について答弁いたします。まず、相談件数につきましては、令和4年度が267件、令和5年度が260件、令和6年度が、本年1月末現在で363件となっており、相談の内容といたしましては、本年度、令和6年度で答弁いたしますと、草木の伐採が111件、建築資材の除却が97件、空き家解体が71件、空き家利活用の相談が23件、害虫駆除・ごみ清掃等が61件となっております。

次に、相談受付後に、市職員からの働きかけなどにより、所有者等においてご対応いただき、解決に至った件数につきましては、令和4年度が142件、令和5年度が93件、令和6年度

が、1月末現在で99件となっております。

解決となった内容といたしましては、本年度の99件の内訳で申しますと、草木の伐採が34件、建築資材の除却が10件、空き家解体が18件、空き家の利活用が14件、害虫駆除・ごみ清掃等が23件となっております。

○土居委員

それでは次に、緊急安全措置手数料140万円の内容及び予算の内訳についてお伺いします。

○建設政策課長

空き家の所有者が不明または相続放棄等により不存在であり、管理対応を求める先がない場合などにおいて、その該当空き家が道路に面しており、通学路または車両の往来が多いなど、そのまま放置すれば保安上著しく危険であると判断される場合、飯塚市空家等の適切な管理に関する条例第8条に基づき、緊急的な危険回避として、必要最小限度の緊急安全措置を行うことができることとなっております。

予算計上しております緊急安全措置手数料につきましては、措置を実施した際に支払う手数料となっております。予算計上しております140万円の内訳につきましては、家屋資材の撤去費用として4件分132万円、スズメバチの駆除費用として3件分8万円となっております。

○土居委員

それでは、緊急安全措置の本年度を含む過去3年間での実施状況については、どのようになっているのか、お尋ねします。

○建設政策課長

緊急安全措置の過去3か年の実施状況につきましては、令和4年度は実施がございませんでした。令和5年度につきましては1件、本年度、令和6年度につきましては、2月末現在で3件実施しております。実施内容といたしましては、空き家等の建材の撤去や外壁の撤去などを実施しております。

○土居委員

それでは次に、老朽危険家屋等の解体工事500万円の内容及び予算の内訳についてお尋ねします。

○建設政策課長

老朽危険家屋等解体工事につきましては、具体的に実施箇所を確定したものではなく、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等に当たると判断された空き家等が、倒壊等が著しく、また、保安上危険な状態であると判断された場合に、代執行による解体工事を実施するための費用を計上しております。

予算額500万円につきましては、面積150平方メートル程度の木造家屋1件分の解体工事費を計上しております。

○土居委員

それでは次に、代執行の内容及び要件についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○建設政策課長

代執行につきましては、適切な管理が行われておらず、そのまま放置すれば倒壊等が著しく、保安上危険となるおそれのある老朽危険家屋を対象としており、戸籍調査等の必要な調査を行っても所有者不明の場合、または措置を命じようとする者が判明しても措置を履行しない場合等において、行政執行法の定めるところに従い実施するものでございます。また、想定外の災害の原因により、所有者等が不明な老朽危険家屋の倒壊等のおそれが生じた場合などに対応するものとしており、市民の生命や財産に危険を及ぼす状況となった場合も想定しております。

代執行の要件といたしましては、老朽危険家屋が公衆用道路、通学路などに面しており、かつ住宅密集地に存在し、市長が認めたものとしており、老朽危険家屋の不良度判定結果が150点以上のものを対象としております。

また、代執行には行政代執行と略式代執行があり、行政代執行につきましては、相続人を含む所有者を特定できている場合に実施するものとなります。略式代執行につきましては、相続人を含む所有者の特定ができない場合に実施するものであり、一部が特定できない場合も含むものとしております。

○土居委員

それでは次に、実際に飯塚市において、現在までに代執行により解体されました実績についてお尋ねします。

○建設政策課長

本市におきましては、過去に4件の代執行を実施しております。各実施内容につきましては、平成27年度に西町地区において略式代執行1件、平成28年度に同じく西町地区において行政代執行1件、平成30年度に伊岐須地区において略式代執行1件、令和元年度に菰田地区において略式代執行1件となっております。

○土居委員

それでは次に、代執行と同様に空き家の除却に係るものとなりますが、1250万円で計上されています飯塚市老朽危険家屋解体補助金の制度及び予算額の算定根拠については、どのようなになっているのか、お尋ねします。

○建設政策課長

老朽危険家屋解体撤去補助金につきましては、生活環境の保全及び安全安心、防犯防災のまちづくりの推進を図る観点から、平成24年12月7日に制定いたしました飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱に基づき、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限として補助金を交付するもので、令和7年度では25件分の1250万円を計上いたしております。

○土居委員

それでは、補助金の交付要件についてどのようなになっているのか、お尋ねします。

○建設政策課長

交付要件につきましては、本補助金が社会整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業に定義されている住宅地域改良法に規定する不良住宅で、居住等をしていないことを前提に、所有権以外の権利が設定されていないことや、住居部分の面積が延床面積の2分の1以上であること等を要件としております。

なお、不良住宅の判定につきましては、住宅地区改良法規則に準じた外観目視による不良度判定を行っており、不良度260点を満点として、そのうちの100点以上となるものを不良住宅として認定し、本補助金を交付しているものでございます。

○土居委員

次に、本年度を含む過去3か年の実績についてお尋ねします。

○建設政策課長

過去3か年の実績としましては、令和4年度が予算額1千万円に対しまして、決算額919万5千円となっており、補助金交付件数は21件でございます。令和5年度が予算額1千万円に対しまして、決算額277万4千円となっており、補助金交付件数は6件でございます。今年度、令和6年度につきましては、令和7年2月末現在ですが、予算額1千万円に対しまして、執行額883万7千円となっており、補助金交付件数は18件でございます。

○土居委員

それでは、本補助金の市の負担はどのようなになっているのか、お尋ねします。

○建設政策課長

本補助金につきましては、その財源といたしまして、国の社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施いたしております。この交付金につきましては、対象経費の50%が交付されることとなっておりますので、1件当たりで申しますと、解体撤去補助金の交付額が50万円の

場合、その５０％である２５万円が国から交付金として交付される見込みとなっております。

○土居委員

それでは、本補助金について、市民の皆様に対してはどのように周知をされているのか、また、市民等からの相談件数はどのようになっているのか、併せてお尋ねします。

○建設政策課長

本補助金の周知につきましては、市のホームページや空き家の発生予防をテーマとして交流センター等で実施しております出前講座などを通じて、その周知に努めているところでございます。

また、例年、税務課にて送付されております固定資産税納税通知書に同封させていただく形で、空き家に関するチラシを送付しており、その中で、本制度に関する周知も行っております。

本補助金に対する相談につきましては、補助該当の有無にかかわらず、令和４年度が５２件、令和５年度が６２件、令和６年度がこれまでに７１件となっております。年々増加している状況となっております。

○土居委員

では、最後の質問となりますが、本市においては、今後、空き家対策をどのように進めていくのか。また、どういったことに力を入れていくように考えているのか、方向性などについてお尋ねします。

○建設政策課長

先ほども答弁いたしました。本市では飯塚市空家等対策計画に基づき空家等対策を推進しており、具体的には、空き家の実態調査、空き家の適切な管理の促進、空き家の利活用の促進についての取組を行っております。

空き家の適切な管理につきましては、第一義的には所有者等の責務となっておりますので、粘り強く所有者等への働きかけをすることで解決を図り、空き家対策を効果的かつ効率的に推進してまいりたいと考えております。

また、空き家対策にあたり困難なことといたしまして、相続がされておらず所有者等の判別に期間を要することや、所有者等が判明した場合であっても、非常に遠縁であり、対応困難なケースが見受けられます。

そのため、担当課としましては、こういった困難事例が一つでも減るように、これまで以上に相続登記の必要性や空き家の適正管理、利活用の促進を進めるためにも、相談会開催、セミナー及び交流センターでの出前講座などの空き家予防の啓発活動に力を入れ、新たな空き家や管理されない空き家を生まない取組に一層努めてまいりたいと考えております。

○土居委員

空き家については、その空き家ごとに様々な事情があり、解決することが困難な場合も多いかと思います。空き家の管理は所有者等の責務であると理解しておりますので、先ほど粘り強く所有者等への働きかけをすることで解決を図るとの答弁がございましたが、空き家への対応が所有者等によって行われ、空き家について自分のこととして考えることのできるような取組を進めていただき、効果的な空き家対策に努めていただきますようお願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「第１款 議会費」及び「第２款 総務費」について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 １５：１３

再 開 １５：２５

委員会を再開いたします。

金子委員から発言の取消しの申出がっておりますので、発言を許します。

○金子委員

すいません。本日の委員会で、まちづくり協議会補助金についての質疑を行いました。質疑の最後に不相当と思われる内容の発言をしておりました。この部分について発言の取消しを申出させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長

お諮りいたします。金子委員から、ただいま説明があった部分について発言の取消しをしたい旨の申出がありました。申出のとおり発言取消しを許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、金子委員の発言取消しを許可することに決定いたしました。

次に、「第3款 民生費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告されております、114ページ、社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算書の114ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業費の事業内容、進捗状況、今後の方針についてお尋ねします。飯塚市重層的支援体制整備事業は令和7年度から本格実施すると伺っておりますが、その事業内容についてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

本市における重層事業は、令和7年4月から本格実施いたします。事業内容につきましては、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野の既存事業を生かしながら、対象者に対して必要な支援を届けていくこととしております。令和7年4月からの新規事業といたしましては、多機関協働、アウトリーチ、参加支援、生活困窮等地域づくり事業を行うこととしております。

○石川委員

令和5年度から令和6年度にかけての、重層の移行準備事業の進捗状況についてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

重層移行準備事業の進捗状況といたしましては、市職員、市内地域包括支援センターをはじめ、各支援団体に対しまして、説明会を開催し、市民に対しましてもチラシを隣組回覧したり、ホームページへ掲載するなど、周知広報を図ってまいりました。

庁内におきましても調整会議を開き、重層事業の提供体制に関する事項等を定め、適切かつ効率的に実施するため、重層実施計画の策定や要綱等を整備しております。

また、模擬支援会議、模擬重層的支援会議を開き、情報共有や具体的な支援の提供を協議、そのほか各支援団体関係、多機関協働事業者、または生活支援コーディネーターによる自宅訪問を実施するなど、本格実施に向け体制を整えてまいりました。

○石川委員

令和5年度から令和6年度までの2年間、相談を受け付けた件数、会議の開催回数、自宅訪問の件数をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

令和7年2月末時点で申し上げますと、相談の受付は令和5年度は5件、令和6年度は46件となっております。模擬支援会議につきましては、令和5年度は7回、令和6年度は11回行っております。模擬重層的支援会議につきましては、令和5年度は0回、令和6年度に2回行っております。多機関協働事業者による自宅訪問については、令和5年度は0件、令和6年度は30件となっております。

○石川委員

移行準備事業を実施した中で見えてきた課題についてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

重層事業は相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することとなります。この中の地域づくりに向けた支援については、まだまだ課題が残っていると感じており、具体的には、孤立・孤独を解消、または地域において交流が図れるような、属性を問わない居場所づくりが整備されていない。また、自宅から居場所までの移動手段をどのようにしていくかがございます。このほか、市民に対する重層事業の周知広報も必要であると考えております。

○石川委員

その課題について、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

居場所づくりの設置については、移動手段も含めて、本市関係課及び他機関協働事業者と引き続き協議しながら推進していきたいと考えております。

重層事業の周知広報につきましては、令和7年4月以降、市報へ掲載、チラシを全戸配布、ホームページの更新、SNS等を活用しながら、市民に対しましてさらに周知広報を図ってまいりたいと考えております。

○石川委員

令和7年度から本格実施する重層事業について、全般的に今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉法で定める重層事業の対象分野は高齢、障がい、こども、生活困窮でございますが、併せて少年の非行やDV・性暴力等に関する相談も包括的に受け止め、市関係課、各支援関係団体と情報共有しながら既存事業を生かしつつ、誰一人残さない社会に向けて、つながり、重なり、支え合う地域共生社会の実現を目標とし、市民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに包括的に対応していきたいと考えております。

最後になりますが、市民の皆様は相談に行きたくても、足が不自由や移動手段がないなどの理由で困っている方もいらっしゃると思いますので、現在、他機関協働事業者とも協議を行っております。

○石川委員

地域共生社会の実現を目標とおっしゃられましたけれども、地域共生社会の実現とは、社会福祉法第4条第1項で、地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会ということで間違いないでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

間違いございません。

○石川委員

時代の変化とともに、属性別や対象者のリスク別の制度だけでは限界が生じていると思います。そもそも、制度は利用要件があって、漏れる人が発生します。制度は万能ではありません。制度をたくさん組み合わせ、制度間の隙間をなくそう、制度の隙間をなくしていくことが、包括的な支援体制を整えるということだと思います。法律をうまく使って、現場の体制や連携をうまく構築することであると考えますので、包括的な支援体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

次に、115ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、金子委員に質疑を許します。

○金子委員

予算書の115ページ、避難行動要支援者対策事業費についてお尋ねいたします。この事業費については、避難行動要支援者等の管理システムが導入され取り組んでおられると思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○高齢者支援課長

現在、避難行動要支援者等管理システムを活用し、避難行動要支援者につきましては、令和6年11月1日時点において、4379名を名簿に登録いたしております。個別避難計画につきましては、避難行動要支援者名簿の掲載者全数分の作成を行うこととなっております。

本市における個別避難計画作成の進捗状況につきましては、令和6年11月1日時点において、避難行動要支援者名簿掲載者数が4379人であるのに対し、個別計画作成者数は870人、約19.9%となっております。

○金子委員

この避難行動要支援者名簿の作成は、かなり時間がかかったのではないかなと思います。本当に大変な作業ではなかったかなと思います。そしてまた、個別計画作成が19.9%、約20%で、これもまだまだ進んでないなというふうなことを思います。これも本当に大変な作業だと思いますが、その課題は何か、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

個別避難計画の作成に係る課題といたしましては、当市における要支援者に当たる要件の見直し、及び個別避難計画を作成する際に必要となる避難支援者の確保が挙げられます。

個別避難計画においては、避難を支援していただく方の確保が課題となっており、個別避難計画の策定が終了している方の事例を見ますと、近くにお住まいの親族の方や自宅近くのご友人などが避難支援者として登録されている事例が多いのが現状となっております。親族の方やご友人などの避難支援者の確保が難しい方につきましては、民生委員、ヘルパーの方など、日頃より対象者との関係性を持つ方との協議・協力を行いながら、避難支援者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○金子委員

この避難行動要支援者の計画は作成されているということなんですけども、実際に避難訓練をされたことはあるのでしょうか。

○高齢者支援課長

実際に個別避難計画を作成している方につきましては、毎年度、更新作業を行っておりますけど、避難訓練等を実施したことはございません。

○金子委員

本市の障がいのある方と話す機会があります。そのときによく言われるのが、もし災害が起きたら、自分は助かるのだろうかということを、本当によく言われます。私も初めは自分と一緒に立場ではないのかなと思っていたんですけど、よくよく考えれば、さっきの重層的支援体制整備事業と一緒に、属性に入っていない。例えば学校に行っていないとか、働いていないとか、引きこもっているとか、そういういろんな事情があって、孤立していることがあって、余計に不安になっているのではないかなと思っています。私たちは何かの属性に関わると避難訓練ということが、よくあるのではないかなと思いますが、その方たちは、ないからこそ余計に不安になっている。だからこそ私は避難訓練をですね、実際にやってみることで、見えてくることがあるのではないかなと思います。

この方たちのとの避難訓練は大変なことではないかなと思いますが、自主防災組織があるところもあります。ぜひ、やっていただけたらなと思っております。この質問を終わります。

○委員長

次に、117ページ、高齢者福祉費、高齢者福祉事業費について、土居委員の質疑を許しま

す。

○土居委員

シルバーインターホン保守点検委託料についてお尋ねします。事業の開始時期については、どのようになっているのか、お尋ねします。

○高齢者支援課長

シルバーインターホンは、県営住宅有安団地内のシルバーハウジング30戸に設置してある緊急通報装置機器で、合併前の平成16年10月から21戸、合併後の平成18年8月から9戸、計30戸が管理を開始しております。この事業は、福岡県と飯塚市が協定に基づき実施しております。

○土居委員

この事業の過去の実績や成果については、どのようになっているのか、教えてください。

○高齢者支援課長

令和5年度につきましてお答えいたします。令和5年度の実績につきましては、緊急通報が2件あり、それぞれ通報後に生活援助員による訪問を行い、状況確認の上、救急車要請などの対応を行っております。

○土居委員

それでは、シルバーインターホンの設置基準については、どのようになっているか、お尋ねします。

○高齢者支援課長

シルバーインターホン（緊急通報装置機器）は、シルバーハウジング住宅に組み込まれた機器であるため、設置基準といいますか、住宅の入居資格及び入居条件をお答えいたします。

県営の公営住宅でありますので、所得制限があるほか、独立して生活するには不安があるが、日常の生活動作が全て可能でかつ自炊できる程度に健常である高齢者で、入居資格としましては、60歳以上の単身。夫婦のみの世帯でどちらかが60歳以上。60歳以上の高齢者のみからなる世帯、ただし親族に限るという資格のほか、福祉サービスを受ける上で、主な入居条件といたしましては、緊急時の協力員を2名確保。固定電話回線への加入。朝夕2回の安否確認を行うことに対する了承。緊急時や安否確認の際などに生活援助員が鍵を開けて立ち入ることなどに対する同意などがあります。

○土居委員

それでは、この事業の今後の方向性についてお尋ねします。

○高齢者支援課長

入所者の安心安全を確保するため、年2回の保守点検を実施していますが、機器が老朽化しており、機器の部品の生産が終了している部分もあり、事業継続の場合、機器の入替えや新しいシステムの検討を行う必要があると考えております。

○土居委員

言われるとおり、設備機器等については全体的な更新や入替えは費用がかかり、大変悩ましいところではありますが、近頃は地方においてもいろいろな事件・事故が多発しておりますので、できる限りの対応をよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、118ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

敬老祝品議員と言われております藤堂です。何度も質問して、すみません。それでは、来年度の事業の概要についてお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

令和7年度につきましても、高齢者に対して長寿を祝い、長年の功績に感謝するため、節目に当たる77歳、88歳、99歳、100歳、101歳以上の方を対象として、カタログギフトを送付し、希望の品物を選んでいただき贈呈いたしております。また、100歳の方には、祝状を併せて贈呈する予定でございます。

○藤堂委員

それでは、過去3年間の実績及び来期の対象者数についてお尋ねいたします。

○高齢者支援課長

令和4年度が2157人、令和5年度が2777人、令和6年度が3201人で、令和7年度の対象数は3515人となっております。

○藤堂委員

対象者は、今後、増加していくと思われまして、事業の内容の見直しを行うべきではないかと考えております。今後はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

令和5年度に敬老祝金から敬老祝品に変更し、来年度、令和7年度で3年目となります。いろいろなご意見を頂いておりますので、他市の状況も参考にし、事業内容も含め検討したいと考えております。

○藤堂委員

よろしく願いいたします。まずもって、この事業は、誕生日が来たらお祝いをするというものでして、公として公平性が担保できていないのではないかと、今年も指摘をさせていただきます。

改めて先輩方の長寿は喜ばしいことですが、事業縮小もしくは廃止を要望いたします。廃止と言っておりますけれども、私としては、100歳になられた方に、花束贈呈というか、そのぐらいで十分なのかなと思っておりますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、120ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

120ページの放課後等デイサービス、また、児童発達支援給付費についてお尋ねいたします。児童発達支援について、もし回答できなければ、それで結構です。

まずは、この放課後等デイサービスの積算根拠、14億824万3千円について積算根拠をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービス給付費の積算は、令和6年度決算見込額に令和7年度の新規見込み者の給付費を加えたものでございます。令和7年度の新規の見込み者は、これまでの利用人数の増加率を考慮して52人と推計し、その1人当たりの給付費をこれまでの実績数値から推計しております。

また、児童発達支援から放課後等デイサービスに移行する利用者数80人を、過去の実績から見込んで加算しております。

児童発達支援については、今ちょっと用意をしておりません。

○金子委員

積算根拠としては、児童発達支援から放課後等デイサービスに移行する方が80名、また利用しないと見込んでいる方は28名で、合わせて令和7年度に放課後等デイサービスを利用する方が52名増加するということですが、令和7年度の見込みの利用者は何人を想定されているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

693名を見込んでおります。

○金子委員

来年度は693名を想定するということなのですが、では、令和3年度からの放課後等サービスの給付費、利用者数についてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービス給付費の実績につきましては、令和3年度が5億9762万1千円です。それから、令和4年度は6億9983万円です。それから、令和5年度が8億8297万3千円となっており増加しております。

利用人数につきましても、令和3年度が405名、令和4年度が487名、令和5年度が561名となり増加しております。

○金子委員

来年度、14億円を計上するということで、本当に莫大なお金がかかっているなということを感じます。もともとこの療育のためで、必要なものであることは本当によく分かっているし、様々な福祉サービスを提供されている方も、いろいろ努力をされていることはよく分かります。しかし、例えば1人、単純に計算すると、令和3年度、5億9762万1千円を実利用者405人で割ると、1人当たり平均147万円。令和5年の8億8297万3千円を実利用者561人で割ると157万円と、単純計算で1年間1人当たり、そのくらいの額がかかっている。本当に莫大な額だなというふうに改めて思います。

それで、放課後等デイサービスは小学校1年生から高校3年生まで利用できるということですが、細かくはいいんですけども、利用者の人数で、この利用の増減の傾向をつかんでいれば、教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

学年別の定点の話になりますけども、令和7年3月の時点で、高校3年生が17名、高校2年生16名、高校1年生が20名、それから中学3年生が32名、2年生が37名、1年生が39名です。小学校は6年生が65名、5年生が53名、4年生が75名、3年生が77名、2年生が86名、1年生が90名となっております。

○金子委員

1年生が90名で、中1になるとときには約39名になり、高校生になるとときには26名というふうに減っていくということが分かります。

では、令和7年度以降、今後の利用者の見通しはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

この事業者の指定というのにちょっと絡んでくると思いますけども、現在、飯塚市では事業者の新規の指定を止めております。ですから、今から先、劇的に増えるというのはなかなか考えにくいんですけども、現時点におきましても、定員を全部利用しましても、まだ定員が余る状況となっております。ですから、まだ伸びる余地はあると考えております。

○金子委員

事業所はもう新規はないけれども、まだ余裕があるので増えていくのではないかとということですよね。この利用者は本当に毎年増加していくんですけども、利用の適正化を図ることも、一方で必要だと考えます。利用の適正化を図るために実施されたことがあれば、お示してください。

○社会・障がい者福祉課長

放課後デイサービスの更新手続に当たりまして、障がい者手帳等を所有していない児童で、普通学級に通学する小学校2年生、5年生を対象としまして、本年度から療育・訓練を必要とする内容が記載された医師の診断書、それから診療情報提供書、または意見書のいずれかの様

式の提出を求めています。

令和6年4月から令和7年1月までの更新対象者のうち、スクリーニングの対象者は27人で、18人が診断書等を提出されサービスの更新をしています。更新されなかった方は9人いらっしゃいます。

○金子委員

ある一定の適正化を図れたのではないかなというふうに考えます。令和6年度に、こども家庭庁支援局障害児支援課から、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定、障害児支援関係改定事項の概要が発表されています。その中で、児童発達支援センターの機能強化等による地域支援体制の充実、質の高い発達支援の提供の促進、支援ニーズの高い児への支援の充実、家庭支援の充実、インクルージョンの推進が書かれています。

本市として、これにどのように取り組んでいくのか、あればお示しください。

○社会・障がい者福祉課長

この適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要です。そのためには、事業者は様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが必要となっております。そのため本市としまして、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて専門部会を設置し、医療、福祉、教育等の関係機関と連携強化を図り、こどもの最善の利益の保障、共生社会の実現に向けた後方支援を行っております。

また、本圏域には4か所の児童発達支援センターが設置されておりまして、児童発達支援センターは、地域の障がい児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助を有することが求められており、対応が難しいこどもや家庭、家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障がい児通所支援事業所全体への支援が行われることを期待されています。

地域の障がい児通所支援事業所が、児童発達支援センターとの連携を図りながら、支援内容の助言・援助を受けることにより、支援の質の向上につなげていくよう、市内の児童発達支援センターと連携に向けた協議を進めています。

○金子委員

つまり、この児童発達支援センターが、この地域の障がいのこどもへの要になるということだと思いますが、助言・援助と言われていますけど、具体的に、いつ、どのような形で行うのか、その方法があれば、お示しください。

○社会・障がい者福祉課長

現時点で、先ほど答弁いたしましたように、地域支援のネットワーク委員会がございますので、その中で部会をつくっておりますから、個別というのはなかなかできておりませんが、集団的に対応しております。

○金子委員

ぜひ進めていただきたいと思います。また、先ほど申しました、こども家庭庁支援局の障害児支援課から出されたものの中に、支援ニーズの高い児への支援の充実というふうにあります。私は、これは医療的ケアと強度行動障がい等のこどもたちではないかと思いますが、飯塚市において、たくさんある放課後等デイサービスの中で、この医療的ケア、また強度行動障がいといわれる子どもたちに対応できる施設はどのくらいあるか、分かれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

強度行動障がい児に対しての事業所数というのは、完全にちょっと把握はできていない状況でございますが、その利用者数は1名ございます。それから、把握している医療的ケア児は全部で今のところ15名把握しております。市内の事業所で医療的ケア児の対応の状況でございますけども、医療的ケア児の受入れ可能な事業者数は、児童発達支援では18事業所、放課後等デイサービスでは22事業所あります。それから、重症心身障がい児の受入れ可能な事業所

は、児童発達支援では14事業所、放課後等デイサービスでは14事業所ございます。

○金子委員

では、本当にこの施設が、このこたちに対応できるのか、その判断はどうされておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

残念ながら、確認の方法というのは実際にございませぬ。あとは実際に利用できたかどうかということで、実績を追うしかないと思っております。

○金子委員

残念ながら、私、医療的ケアはかなり充実しているのではないかなということを、いろんな保護者から聞いています。しかし、この強度行動障がいに関しては、残念ながらこの地域にはないと私は言っているのではないかなと思っております。だけど、実際に、こどもたちが行くところがなくて、県外に行ってしまったこどもさんもいらっしゃいます。本当に真剣に何ができるかということを、真剣に考えていただきたいというふうに私は考えています。

では、この障がいのあるこどもへのサービス、児童発達支援サービスや放課後等デイサービスはとても重要です。とても重要な役割を担っております。だからこそ、このサービスが適正なのか、そして今どんな傾向にあるのか、市はしっかりと分析をする必要があると考えておりますが、市の見解はどうでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

分析というのはちょっと現時点ではできておりませんが、やはりこの給付費が伸びていることを考えますと、何らかの分析をしていかないといけないかなとは考えております。

○金子委員

結局、この分析ができてないままに、必要だからといって数を伸ばしていた。必要なこどもたちに届けることは本当に大事だと思っております。しかし、しっかりと分析をすることも何より大事ではないでしょうか。では、なぜ分析ができないのか、その理由を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

現時点で指定権限は県のほうにございます。それで私たちのほうは、このサービスについて直接入っていくことについては、例えば加算が間違っているとか、そのような給付費の誤りについては確認に行くことはできます。ただ、質についてはですね、実際どれをやっているから、これは駄目だとか、そういうふうなものは法的に規定がございませんので、その分析はなかなかしづらいという状況になっております。

○委員長

金子委員に申し上げます。質疑が審査以外に及んでいますので、よろしくお願いします。

○金子委員

14億円というお金が、こどもたちに使われることは必要なかもしれませんが、しかし、しっかりと分析するシステムを構築すべきではないだろうかというふうに考えて、その体制づくりを要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、ちょっとページが前後しますが、119ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

手話通訳派遣手数料21万6千円、また、要約筆記者派遣手数料4万6千円について説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

お尋ねの予算につきましては、年に1回開催しております手話言語啓発講演会における手話通訳者及び要約筆記者を配置するための経費でございます。手話言語啓発講演会は、市民向けの手話講座を修了した方による手話スピーチ発表会や、手話の会や聴覚障害者協会の方々によ

る手話コース、手話言語啓発講演会等の実施を想定しております。手話通訳者及び要約筆者に係る費用を計上しております。

○金子委員

では、この手話通訳者の積算方法、要約筆者の積算方法をお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

1人当たり8千円を計上しております。

ちょっと説明が足りませんでした。手話通訳者1人当たりが8千円を想定しております。要約筆記につきましては3時間以上4時間未満で4人依頼したという想定でございます。交通費は3千円で計上し、別途、機材費が2千円かかり、1人当たり8千円と交通費3千円を計上しております。

○金子委員

全部で21万8千円というのは、手話通訳者は8千円掛ける何人の計算になりますか。

○社会・障がい者福祉課長

手話通訳ですね。啓発事業における手話通訳者は3人を想定しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:06

再 開 16:06

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ございません。手話通訳派遣手数料につきましては、1人当たり8千円で12か所の9万6千円をまず計上いたしております。それから手話言語講演会の手話通訳派遣料が1人当たり8千円で3名を想定しております。それから手話コーナー撮影に係る手話通訳の派遣で1人当たり8千円、12か月の9万6千円を計上いたしております。

○金子委員

この手話通訳者や要約筆記にかかる経費というのは、手話言語啓発講演会を含んで計算されているという認識でよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○金子委員

分かりました。情報アクセシビリティ法が施行されて、障がいのある人による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に国は推進されています。飯塚市では飯塚市主催事業には手話通訳が全てつけられているという私は認識なんですけども、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありませんが、私たちの課で主催しているものについては、間違いなく今言われたとおりでございますけども、そのほかにつきましては、ちょっと把握はしておりません。

○金子委員

やっぱり市として、全ての方にこの情報アクセシビリティ法が適用される。つまりどんな情報でも聞けるような状況をつくるというのは、ある意味しなくてはいけないことで、市で行われていることはやっぱりしてほしいなと思います。

では、要約筆者についてはどうでしょうか、把握されておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

会議におけるパソコンとかで、隣にすぐ座ってやるというのは何個か採用しておりますけども、大型のスクリーンに映し出すような要約筆記につきましては、令和5年度、6年度については行っておりません。

この理由というのは、手話言語の啓発事業、これにおける講演会が最初は行われていたんですが、本年度6年度につきましては、字幕付きの映画を上映することになりましたので、この分を行っていないということとなっております。

○金子委員

分かりました。手話言語啓発講演会の内容によって変えたということだと思うんですけども、手話が必要な方もいれば、手話を使っていない方もいらっしゃると思います。要約筆記が必要な方もいらっしゃると思います。また、高齢で聞こえにくいという方もいらっしゃると思います。そのためには、私はこの要約筆記というのは大変便利なものだなあというふうに思います。

ぜひ、要約筆記を、まずは市の主催事業に入れていただき、どなたでも、予約もしなくても参加できる、そういう体制にさせていただきたいと思って、要望しておきます。

また、市民団体の主催事業に市が補助するような場合、手話、要約筆記の経費は別途、必要です。その補助もしていただけるような制度も併せて要望いたします。

○委員長

同じく119ページ、障がい者福祉、障がい者福祉事業費について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

今、同僚議員がうる聞かれましたけれども、単純に手話通訳者派遣手数料の増加、派遣1人当たりの単価が増加ということもお聞きしております。そして、年々、実績等々が増えておりますけれども、1点だけお願いします。手話通訳者を増やす方策について、今後、飯塚市はどのようにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

手話通訳者を増やす方策につきましては、本事業で実施している市民向け手話講座、それから事業所向けの手話講座、市報による手話コーナー、手話フェスティバル等の実施により、手話が言語であるということを啓発、周知することで、手話で会話をすることが社会で日常的な光景となることを目指しております。

併せまして、ろう者のために日常的な会話でサポートする飯塚市手話奉仕員養成講座の受講を促し、2級手話検定合格へのステップ、最終的には福岡県認定手話通訳者を目指すことをサポートし、支援団体である飯塚市手話の会、当事者団体である飯塚市聴覚障害者協会と協力して、手話通訳者を増やす体制を整えてまいりたいと考えております。

○秀村委員

先ほども言われていましたけれども、市が開催する分には、ほとんど手話通訳の方がつかれております。ですけど、まだ事業所等々は、まだまだ耳の不自由な方は苦勞されていると思いますので、そういった方々が、手話の講習会などに来やすい、出席しやすい環境を、各種団体と話し合っていていただけるようお願いいたします。

○委員長

次に、125ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算資料21ページ、予算書125ページの保育士確保対策事業費について質問いたします。保育士確保対策事業費のうち、保育士就職支援事業費、修学資金及び生活資金貸付事業費の3事業については、直接の保育士確保につながる事業ですが、それぞれの事業概要と実績についてお尋ねします。

○保育課長

まず、保育士就職支援事業費の概要につきまして、保育士資格を有し、私立保育園等に保育士として新たに就職した者に対し、支援金を交付するものでございます。実績につきましては、

令和4年度に18件、187万8千円、令和5年度に17件、175万5千円、令和6年度2月末現在で27件、290万8千円となっております。

続きまして、修学資金貸付事業の概要につきましては、市内に住所を有する者等のうち、県内の保育士養成施設で修学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として業務に従事しようとする者に対し、就学を援助するための資金を貸し付けるものでございます。実績につきましては、令和4年度に3件、355万円、令和5年度に5件、353万円、令和6年度2月末現在で4件、475万円となっております。

続きまして、生活資金貸付事業費の概要につきましては、保育士養成施設を卒業後2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、常勤保育士として業務に従事する者に対し、生活を援助するための資金を貸し付けるものでございます。実績につきましては、令和4年度に6件、257万5千円、令和5年度に3件、158万円、令和6年度2月末現在で4件、196万円となっております。

○石川委員

それでは、3つの事業についての課題をお尋ねします。

○保育課長

課題といたしましては、この3つの事業に共通して言えることではございますが、県内の指定保育士養成施設に、学生の状況をお尋ねしたところ、保育士を希望する学生が減ってきておりまして、さらに卒業後に保育所等に就職する学生も減ってきているということが挙げられます。

○石川委員

学生も減ってきているということで、今後、こどもを安心して預けられる環境が整えられなくなるかもしれない懸念があるということで、それでは、3つの事業について、今後の方針をお尋ねします。

○保育課長

今後の方針といたしましては、保育士の魅力を発信できるように検討していくこと。例えば合同就職説明会などで、直接、本人と保育園の職員が話せる場をつくること。また、制度の周知に努めていくことで、市内の私立保育所等への保育士確保につながるものと考えております。

○石川委員

次に、保育士確保対策事業費のうち、保育体制強化事業費及び保育補助者雇用強化事業費補助事業費の2事業については、保育士の負担軽減につながる事業ですが、それぞれの事業概要と実績についてお尋ねします。

○保育課長

保育体制強化事業費の概要につきましては、保育に係る周辺業務に人材を活用するため、施設が負担する人件費に対して補助を行うことにより、保育士の就業継続と離職防止を図り、働きやすい職場環境を整備するものでございます。実績につきましては、令和4年度に5件の451万7千円、令和5年度に5件の585万5千円、令和6年度に2月末現在で6件、891万6千円となっております。

続きまして、保育補助者雇用強化事業費補助事業費の概要につきましては、保育所等に勤務する保育士の補助を行う者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とするものでございます。実績につきましては、令和4年度に7件の1210万4千円、令和5年度に8件の1791万8千円、令和6年度2月末現在で10件、2679万3千円となっております。

○石川委員

保育所等に勤務する保育士の補助を行う者を雇い上げるということですが、この保育士の補助を行う者というのは、どのような方々になりますか。

○保育課長

保育士免許を有してはおりませんが、保育士の研修を受けた者、保育に関する40時間以上の実習を受けた方が対象となっております。

○石川委員

それでは、2つの事業について課題をお尋ねします。

○保育課長

課題といたしましては、2つの事業に共通して言えることですが、2つの事業につきましては、法人が配置した人材に対しての補助であるため、法人が人材を安定的に確保できるかどうかというところでございます。

○石川委員

それでは、2つの事業について、今後の方針をお尋ねします。

○保育課長

今後の方針といたしましては、保育士の業務負担軽減につながる事業でございますので、今後も事業を継続していきたいと考えております。

○石川委員

業務負担軽減につながる事業は継続していただきたいと思います。保育士の就業継続と離職防止のため、保育人材の確保は、私立の保育施設を運営する法人や事業者も、また公立の保育施設でも、課題は同じではないでしょうか。課題があるのではないのでしょうか。あと、困り事は同じなのではないのでしょうか。働きやすい環境を整備するには、いつでも休める体制づくりなどが重要になってくると思います。

こどもたちの生命を預かる現場では、従事される方の責任やストレスも大きいと思います。無理のないように働ける環境づくりがあるから、就業継続ができて、離職防止につながると考えます。また反面、いつでも休めるということは、人手が足りなくなり、運営が難しくなって、事業ができなくなる。いろんな人に働いていただくというと、また研修費等がかかってくると思います。

あと、各事業所が単独で企業やマッチングアプリなどに人材派遣の登録をして、そこに市などから補助金を充てるより、保育を担える人材の確保を、公立でも私立でも補い合えるような仕組みがあれば、市の財政の負担も軽減できて、安心して未来を担うこどもを育むことができるまちになるのではないかと考えます。そういった官民連携の仕組みづくりを進めていただくことを要望として、質問は終わります。

○委員長

次に、126ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

同じく、保育士確保事業についてですけれども、修学資金貸付事業費について、減額となった理由をお願いします。

○保育課長

修学資金貸付事業費の減額の理由でございますが、令和7年度当初予算計上分から積算の仕方を変更しております。令和6年度までは、私立保育所等に対し、10月1日現在の翌年度以降3年間の採用計画を提出していただき、その採用予定人数の合計に、平均新規採用率を乗じて得た人数を新規採用者見込数とし、年額上限額の60万円を乗じて事業費を計算しておりました。

令和7年度につきましては、貸付申請見込数を過去3年間で貸付けを受けた方の平均値といたしまして、年額上限額の60万円を乗じて事業費を計算しておりますので、1740万4千円の減額となっております。

○秀村委員

それでは、生活資金貸付事業費について、こちらの減額の理由をお願いします。

○保育課長

生活資金貸付事業費の減額の理由でございますが、修学資金貸付事業費と同様に、令和6年度までは、私立保育所等の採用見込数を基に事業費を計算しておりましたが、令和7年度は貸付申請見込数を過去3年間で貸付けを受けた人数の平均値を基に計算しており、576万4千円の減額となっております。

○秀村委員

では、なぜ令和7年度当初予算計上から積算の仕方が変わったのでしょうか。

○保育課長

貸付申請者数が貸付け事業開始後から減少傾向でございましたので、予算計上の精度を上げるため、過去3年間の平均値を取ることにいたしております。

○秀村委員

では、この事業は、保育士確保対策として飯塚市が単独で行ってきた事業だったと思いますが、貸付けが減っているということは、単純に保育士を目指す学生、保育士の採用が減少しているということでしょうか、確認させてください。

○保育課長

学生数が減少傾向であることも事実でございますが、一方で、高校卒業時には保育士を目指し進学したものの、別の業種へ志望変更する方もおり、そのときに貸付金の返済が負担となるため、制度利用をちゅうちょしているような傾向もあるようでございます。

同じく新規採用者についても、給付ではなく貸付けということで、活発な利用となっていないものと捉えております。

○秀村委員

飯塚市では、ここ数年、待機児童はいないが、未利用児童の解消には至っていないと聞いています。保育士確保に向け、貸付けではなく、時代に合った新しい経済支援策などをしっかりと検討していただきたいと要望しておきます。お願いします。

○委員長

再開から1時間がたちましたが、引き続き5時まで行いたいと思います。

次に、127ページ、143ページ、144ページ、児童福祉総務費、重層的支援体制整備事業費、予防費、予防接種事業費、健康づくり推進費、保健事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

それでは、健康かるてシステムについてお尋ねします。まず、健康かるてシステムとはどういったシステムなのか、お聞かせください。

○健幸保健課長

健康かるてシステムは周産期、出生期から高齢期までの健康に関するデータを管理し、本市の保健活動を効果的に推進するシステムでありまして、生涯を通じた健康情報の一元管理と、必要な資格情報などの連携により、事業対象者の管理、案内通知、予約管理等が可能なものでございます。また、事業実施後のフォロー管理や各種集計なども行えます。

具体的に活用している主な業務を紹介しますと、母子保健、予防接種、がん検診、高齢者台帳、特定健康診査、特定保健指導などの業務で活用しております。

○土居委員

それでは、今回3つの改造委託料が出ておりますが、それぞれどういった改造をされるのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

127ページ、児童福祉費の健康かるてシステム改造委託料につきましては、支援が必要な

ご家庭の記録等の情報をサポートプランとしての活用や、要保護児童対策地域協議会実務者会議での資料として作成する際に、入力情報をそのまま帳票として出力することがこれまでできなかったため、逐一コピーアンドペースト等により作成する必要がありました。

そこで、サポートプランや情報提供資料、要保護児童対策地域協議会実務者会議資料を帳票として入出力及びデータ管理ができるようシステムを改修するものでございます。

○健幸保健課長

143ページと144ページ、保健衛生費の健康かるてシステム改造委託料は、国のマイナンバー情報連携整備事業に基づくものでございまして、143ページ、保健衛生費、予防費の健康かるてシステム改造委託料については、各市町村は、誰が、いつ、どこで、何の定期予防接種を受けたかという情報を保有しており、健康かるてシステムに予防接種台帳として保管しております。この情報は国のサーバーに送られ、接種を受けた方がマイナンバーを用いてご自身の予防接種の履歴を確認することができます。

今回の改造委託料は、令和6年4月に定期接種となったワクチンについて、健康かるてシステムから国のサーバーに情報を送るための改修となります。

次に、144ページ、保健衛生費、健康づくり推進費の健康かるてシステム改造委託料については、先ほど説明しました予防接種と同様に、がん検診の結果についても、マイナンバーを用いてご自身の検診結果を確認することができます。厚生労働省が、がん検診の検診方法について新たな検査方法を導入しましたことに伴い、健康かるてシステムから国のサーバーに情報を送るための改修となります。

○土居委員

市民の保健や健康、また児童福祉も含めて、個人ごとに基本情報、健康情報を集約し、一括して管理するシステムであることが分かりました。

個人情報の管理を徹底しながら、今後とも継続して、市民の健康・保健衛生向上のために適切な運用をお願いいたします。以上です。

○委員長

次に、同じく127ページ、児童福祉総務費、重層的支援体制整備事業費について、土居委員の質疑を許します。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:31

再 開 16:32

委員会を再開いたします。

ちょっと前後しますが、先に石川委員の質疑を行います。

126ページ、児童福祉総務費、重層的支援体制整備事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算資料22ページ、重層的支援体制整備事業費、予算書126ページ、こども家庭センター運営事業費についてお尋ねします。事業内容と内訳についてお尋ねします。

○こども家庭課長

令和7年度のこども家庭センター運営事業費につきましては、児童福祉費のこども家庭センター運営事業費1151万4千円、そして、保健衛生費のこども家庭センター運営事業費（母子保健機能）で75万9千円、合計しまして1227万3千円を予算計上いたしております。

こども家庭センター運営事業費（児童福祉機能）につきましては、令和6年度のこども家庭総合支援拠点運営事業費、ヤングケアラー支援事業費、こども家庭センター運営事業費の3事業を統合した予算編成となっております。

こども家庭センター運営事業費（母子保健機能）につきましては、令和6年度の子育て世代

包括支援センター事業費を名称変更したものでございます。

こども家庭センター運営事業費（児童福祉機能）の主な事業内容といたしましては、こども家庭課に配属されている非常勤特別職、心理担当支援員、医師、弁護士、児相経験者のスーパーバイザー等のこども家庭総合支援員報酬として216万円、ヤングケアラーや支援対象児童等がいる家庭に支援員が訪問し、家事などの支援を行うヘルパー事業であります子育て世帯訪問支援事業委託料として192万7千円。先ほど答弁させていただきました、健康かるてシステムの改修を行うための委託料として178万2千円。こどもが自ら相談する力、SOSを発信する力の育成を図ることを目的に、公立保育所及び認定こども園でこどもワークショップを実施するためのこどもの権利擁護啓発事業委託料として108万8千円。通告等の通話内容をリアルタイムでテキスト化し、パソコン画面に表示することにより、通話者以外の者も即時に通話内容を共有できる通話音声分析・モニタリングシステム使用料として272万8千円が主な事業内容となっております。

○石川委員

健康かるてシステムとサポートプラン、個別支援計画、これはどう違うのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:36

再 開 16:38

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

大変失礼いたしました。まず、サポートプランから説明させていただきます。サポートプランは、国がこども家庭センターの設置を求めてきた際に、同時に提案されたものでございまして、支援の必要性が高い妊産婦、こども及びその家庭を中心に、当該支援対象者の課題と解決を目的に、当事者ニーズに沿った支援方針を作成するため、センターの職員が対象者と一緒に考え、作成する支援提供計画書のことでございます。これにより、センター職員は対象者と信頼関係を構築し、共同作業を通じて支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげていくことができるものと考えております。

健康かるてシステムとの違いでございますけれども、健康かるてシステムは、そのサポートプラン等を入力するシステムのことでございまして、全ての家庭の状況等を入力するシステムでございます。

○石川委員

サポートプランは、生活課題の把握や支援の方向性の整理をするために作成する計画書ということでしょうか。

こども家庭センターの運営事業の成果をお尋ねします。

○こども家庭課長

こども家庭センター運営事業費の中で、令和6年度で新規で実施した事業についてお答えさせていただきますと思っております。まず、こどもの権利擁護啓発事業につきまして、令和6年8月にプロポーザルにて事業者を選定しまして、令和6年9月25日に特定非営利活動法人にじろきゃップと業務委託契約を締結いたしました。その後、令和6年10月から令和7年1月にかけて、市内公立保育所及び認定こども園5園を対象に、こども向けワークショップ及び保育士向けセミナーを実施いたしました。

続きまして、通話音声分析・モニタリングシステム構築事業につきましては、令和6年7月にプロポーザルにて事業者を選定しまして、令和6年9月1日に西日本電信電話株式会社北九州支店と業務委託契約を締結いたしました。その後、導入を行いまして、令和6年11月からシステムを稼働しているところでございます。

○石川委員

課題はどういったことがありますでしょうか。

○こども家庭課長

課題といたしましては、こどもの権利擁護啓発事業では、実施した園において、こどもたちの様子に変化があったなど、その成果は明らかとなっておりますが、現状では、市内公立保育所及び認定こども園5園のみの実施であり、対象となるこどもに限られており、より多くのこどもたちを対象とするためには、委託事業者の人的確保や本市の財源等が課題となってきます。

通話音声分析・モニタリングシステムにおきましては、文字のテキスト化がまだ十分ではなく、誤変換などがありますので、業者と調整しながらより精度の高い文字のテキスト化を図っていきたいと考えております。

○石川委員

今後はどのような方針で進められていきますか。

○こども家庭課長

こどもの権利擁護啓発事業につきましては、令和7年度も引き続きまして市内公立保育所及び認定こども園5園での実施となりますが、私立保育園、認定こども園幼稚園や小中学校などへの事業の拡大を検討していきたいと考えております。

また、通話音声分析・モニタリングシステムにつきましては、現在、こども家庭課こども家庭相談係のみでシステムを使用しておりますが、導入の効果検証を行いまして、必要に応じて母子保健係などでの使用も拡大させていきたいと考えております。

○石川委員

こどもの権利擁護啓発事業の私立保育園、認定こども園、幼稚園や小中学校などへの事業の拡大は、ほかの同僚議員も何度も言われておりますが、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

こども家庭センターとは何かというところをお尋ねしたいんですけども、飯塚市のホームページには、こども家庭総合支援拠点、児童福祉と、子育て世代包括支援センター、母子保健の機能を維持しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、こども等へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置を実施と書いてあります。こどもの健やかな成長をサポートする場所として、18歳までの全てのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に様々な相談に対応します。関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげていくため、こども家庭センターc o c o s u m oを開設していますとありますが、これは現状もそのままよろしいでしょうか。

○こども家庭課長

おっしゃるとおりでございます。

○石川委員

福祉文教委員会の資料で、飯塚市重層的支援体制整備事業実施計画が出されましたが、既存事業の中に、包括的相談支援事業がこども家庭センターと書かれておりまして、包括的事業相談支援事業においては、高齢者、障がい者、こども、または生活困窮者の分野ごとに行われている相談支援の各事業者が相談者の属性・分野等にかかわらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能となり、分野横断的に包括的な支援体制を構築することができると記載がありました。

モニタリングシステムなどを導入して、サポートプラン、個別支援計画を作成して、担当者の事務作業を軽減しながら、相談者からの様々な相談にきめ細やかに対応して、支援体制を充実されているということが、質問させていただいて分かりました。センターで相談を受け止めて対応されて、助かっているこどもたちや保護者の方も多くいるのではないのでしょうか。引き続き、相談支援体制を充実されてください。

○委員長

先ほど保留にしておりました、127ページ、児童福祉費福祉総務費、重層的支援体制整備事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

先ほどは失礼しました。また、先ほどの石川委員の質疑と重複する部分もあるかと思いますが、答弁のほどよろしくをお願いします。

この通話音声分析・モニタリングシステム利用料についてですが、このシステム導入の経緯についてお聞かせください。

○こども家庭課長

児童虐待に係る相談件数の増加に伴い、電話の相談対応力を強化することを目的として、令和6年度に、通話音声分析・モニタリングシステムを構築いたしました。

きっかけとなりましたのは、令和4年度にAIを活用した児童虐待対応システムの先進地視察を行った際、同種のシステムを導入しており、相談対応の可視化や記録作業の効率化が図れたこと。また、人材育成においても有効な手段であるとの説明を受けたことから、本市もこの構築に向けて検討を進め、令和6年度の構築につながったものでございます。

○土居委員

それでは、このシステムの特徴についてお聞かせください。

○こども家庭課長

このシステムの特徴としましては、電話対応中の音声をパソコン画面にリアルタイムに文字表示する機能や、「虐待」や「リストカット」など注意が必要な言葉が出ると自動で検知し、ハイライトを表示する重点ワードのアラート機能により、相談に対応する職員の注意を喚起する機能がございます。

また、電話での相談中に電話内容などの記録を取ることに気をとられることなく、対応に集中できるよう、通話内容の自動記録機能や相談対応を支援するため、マニュアルの閲覧、視聴ができるナレッジ機能がございます。

令和7年度につきましては、本システムのライセンス費用や保守点検費用等を計上しているものでございます。

○土居委員

このシステムの改善点や、今後の方向性についてお聞かせください。

○こども家庭課長

これまでの実績としましては、まず、正確な情報に基づく迅速な対応が可能となり、組織的な対応力の向上が見られること。話した内容を聞き逃さないために、メモに集中するあまり会話がおろそかになるといったことがなくなり、会話に集中できることで電話対応力の向上が見られること。記録時間の短縮が図れたことなどが成果として挙げられます。

改善点としましては、先ほど申し上げましたとおり、文字のテキスト化がまだ十分ではなく、誤変換などがありますので、業者と調整しながらより精度の高い文字のテキスト化を図っていきたいというふうに考えております。

○土居委員

困難な家庭への支援は非常に大変であります。電話での相談中に記録を取ることに気を取られることなく対応に集中でき、対応力の向上を図れると答弁にもありましたように、今後もこのシステムを活用して、困っている市民への支援の充実を求めまして、質問を終わります。

○委員長

次に、127ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算資料 22 ページ、予算書 127 ページ、その他の児童福祉総務費、こども審議会費についてお尋ねします。今後のスケジュールについて、令和 7 年度からこども審議会が設置されるということです、審議会の今後のスケジュールについて、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○こども政策課長

こども審議会につきましては、令和 7 年度は 3 回の開催を想定しております。審議会の開催時期と議題につきましては、6 月下旬に委員の委嘱及びこども計画の進捗状況、10 月にこども施策に関する検討、2 月に令和 8 年度の事業といった内容を議題といたしまして、調査審議を行う予定としております。

○石川委員

今後のスケジュールと審議会において審議される内容についての予定をお示しいただきましたが、こども審議会の委員については、どのような分野から選出する予定なのか、お尋ねいたします。

○こども政策課長

こども審議会の委員につきましては、現在の子ども・子育て会議に選出されている委員の皆様を基本といたしまして、学識経験者、関係行政機関の職員、子育て関係団体の推薦を受けた者、公募による者、そのほか市長が特に認めた者を委員として委嘱したいと考えております。

現時点での案ではございますが、学識経験者につきましては、これまでも委員を選出している近畿大学九州短期大学に、関係行政機関からは公共職業安定所の職員等に委員の選出をお願いしたいと考えております。

子育て関係団体等につきましては、保育園、幼稚園、認定こども園の関係者、民生委員児童委員協議会などにも引き続き委員の選出をお願いしたいと考えております。

そのほかにつきましても、医療、青少年、福祉等の各分野からと、一般公募を加えた 20 名の委員を選出して、幅広い分野の知見を生かしていただける審議会にしたいと考えております。

○石川委員

審議会で 10 月にこども施策に関する検討されるということですが、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の社会参画、意見反映を地方公共団体に義務づけられています。今後、本市ではどのように推進されますか。

○こども政策課長

委員の言われますとおり、こども計画等におきまして、こどもの施策を考えるときに、こども・若者の意見を反映させるということが義務づけられておりますが、こども・若者をこども審議会の委員に選任するという方法や、ワークショップを開催しまして、そのワークショップにおいて意見を吸い上げるという手法が考えられると思います。

私どもといたしましては、こども審議会において委員として直接参画していただくというのは、意見の表明がなかなか難しいのではないかと考えておりますので、別の方法を用いまして、こども・若者の意見聴取を行っていきたいと考えております。

○石川委員

今後も委員の皆さんの知見を生かして活発に意見交換がなされる審議会を開催していただき、施策に反映されることを要望します。

○委員長

次に、128 ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

予算書 128 ページ、こどもの居場所づくり支援事業費補助金についてお尋ねします。事業内容と内訳についてお尋ねします。

○こども家庭課長

この事業は、こどもたちに無料または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、こどもたちの居場所づくりを進め、支援が必要なこどもがいた場合には、行政等の必要な支援につなげるなど、こどもが健やかに育成される環境整備を促進することを目的に、市内でこども食堂を実施している団体に、こども食堂に係る経費の一部を補助しております。

令和7年度予算の内訳につきましては、補助金申請見込みとして、こども食堂開設・拡充費補助金3件を見込んで29万円、運営費補助金8件の192万円、合計221万円を見込んでおります。

○石川委員

令和6年度の実績は分かりますでしょうか。

○こども家庭課長

令和6年度の実績ですが、7団体に対しまして、こども食堂開設・拡充費補助金76万1千円、運営費補助金75万3千円、合計151万4千円の補助金の交付となっております。

本事業費補助金を交付した団体のこども食堂の開催回数としては84回、こども食堂を利用したこどもの延べ人数は1268人となっており、うち行政等の支援につなげたこどもが14人となっております。

○石川委員

課題はありますでしょうか。

○こども家庭課長

課題につきましては、事業開始当初、交流センター単位の市内12地区に各地区1か所以上の開催を目指しておりましたが、令和4年度から現在までの実績としては、10地区で月1回から2回程度のこども食堂開催にとどまっており、こども食堂を実施する団体が少ないことが課題と考えております。

○石川委員

今後の方針について、どのようなことを検討されていますか。

○こども家庭課長

NPO法人や社会福祉協議会などの民間団体と連携して、支援物資の物流拠点を本市に設置するよう検討しております。これによりまして、市の補助金がなくとも、こども食堂を実施されたい方が、いつでも、どこでも開催できるような仕組みづくりができるものと考えております。

また、同時に、地元企業の賛同による寄附金の受入れも検討しているところでございます。

○委員長

お諮りいたします。「議案第3号」については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月13日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、令和7年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。